

# 地区社協の活動方針

～ 身近な地域からはじまる「福祉でまちづくり」 ～



社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

---

地区社協活動のあり方検討委員会

# はじめに

地区社協は、地域住民に最も身近な社協として、自分たちの生活する地域の生活・福祉課題を自分たちの課題として受け止め、みんなで解決に向けて協議、活動し、「住み慣れた地域で、誰もが、安心して、豊かに、暮らし続けることができるまちづくり」を実現するために、地区住民主体で組織された任意団体です。現在、山口県内では17市町263か所で地区社協が設置されています。

近年では、市町村合併による市町域の広域化、高齢化率が50%を超える集落の出現、住民同士の関係の希薄化、生活・福祉課題の潜在化や複雑化、NPOなど課題型組織の活動の深化など、小地域福祉活動の展開にかかわる環境がめまぐるしく変化しています。

このような変化に対応し、住民が自立して、安心して暮らすことができる「福祉でまちづくり」を進めるためには、つながり、支え合い、助け合いの再構築や住民、関係者、専門職による協働活動が必要となっており、その中核として地区社協が改めて重要となっています。

そこで、本会では、「地区社協活動のあり方検討委員会」を設置し、地域の特色に応じて、多様な活動展開が実施されている地区社協の事業・活動展開、組織・事務局体制、財源確保の実態を分析し、その成果・課題を整理することにより、今後の活動方針について研究協議を実施いたしました。

本冊子は、これまで2年間の研究協議をもとに、まだ地区社協を設置していない地区における設置方策、既に地区社協を設置している地区における今後の発展・強化方策についてまとめたものです。

最後に、この活動方針をもとに、未設置地区における地区社協の設置が進むとともに、設置地区では、わが地区ならではの地区社協づくりを展開していただければ幸いです。

# 地区社協の活動方針 目次

## ☆ 第1章 地区社協活動を取り巻く情勢・動向 ..... 1

### 1. 国レベルでの施策の情勢・動向 ..... 1

- (1) 社会福祉基礎構造改革の推進
- (2) 地方分権の推進と市町村合併
- (3) 経済情勢の動向
- (4) 総合規制改革の推進

### 2. 地域社会の現状 ..... 3

- (1) 世帯（家族）の小規模化・家族関係の変化と住民の流動化
- (2) 情報化／IT化にともなうコミュニケーションの変化
- (3) 住民の生活範囲の流動化、広域化と中山間地の過疎化
- (4) 人口減少時代、高齢社会の到来と家族機能の低下、限界集落の出現
- (5) 地域福祉の場としての地域社会の弱体化

### 3. 地区社協の必要性和市町村社協にとっての地区社協 ..... 5

- (1) 地区社協の必要性
- (2) これからの市町村社協にとっての地区社協

## ☆ 第2章 地区社協の設置推進について ..... 7

### 1. 地区社協の位置づけと目的、設置に向けて ..... 7

- (1) 地区社協とは
- (2) 市町村社協・地区社協、及び住民組織との関係について
- (3) 地区社協の区域について
- (4) 地区社協活動のめざすべき方向性・視点
- (5) 地区社協の機能・役割

### 2. 地区社協組織化の手順の検討 ..... 10

- (1) 地区社協設置に向けた合意形成と「地区社協設立準備委員会」の設置
- (2) 「地区社協設立準備委員会」での協議内容
- (3) 「規約（会則）（案）」、「事業計画（案）」、「予算（案）」の作成
- (4) 地区社協の各団体・組織への理解促進
- (5) 地区社協の住民への理解促進、意見集約
- (6) 地区社協の設立

## ☆ 第3章 地区社協活動の発展・強化について ..... 22

1. 組織・事務局体制の発展・強化に向けて ..... 22
  - (1) 計画的、継続的に「福祉でまちづくり」を実現する体制づくりのために
  - (2) 住民にわかりやすく、いつでもいける事務局整備
  - (3) 地区社協活動の推進を支え、円滑に展開するための事務局職員の配置
  - (4) 一体的な活動展開・協働を見据えた福祉関係組織との連携強化
2. 財源確保に向けて ..... 29
  - (1) 地区社協独自での会費の徴収
  - (2) 香典返し等寄付金の受付
  - (3) 活動・事業・サービス、行事・イベントによる収益の検討
  - (4) 民間助成の活用
  - (5) 繰越金の活用による先駆的、モデル的、実験的事業の実施
3. 事業・活動の発展・強化に向けて ..... 31
  - (1) 地区社協の活動・事業実施状況
  - (2) 地区社協の活動・事業実施状況による **基礎活動**、**基本事業**、**発展事業** の設定
  - (3) 事業分野別の **基礎活動**、**基本事業**、**発展事業** のメニュー設定
    - 0) 地区社協活動の基礎となる日常的なふれあい、支え合い活動
    - 1) 住民参加による小地域福祉活動の推進
    - 2) 住民参加による福祉サービスの提供
    - 3) 身近な地域の総合相談・ニーズキャッチ体制の整備
    - 4) 緊急時・災害時の支援体制の整備
    - 5) ボランティア活動の推進
    - 6) 住民への課題把握・解決策検討の場の提供、福祉教育・啓発活動の推進
    - 7) 様々な媒体を通じた情報発信
    - 8) 小地域単位での福祉活動の総合的な企画・調整の推進

\* 地区社協活動・事業メニュー一覧
  - (4) 新しい活動・事業に挑戦するための見直しポイント

## ☆ 第4章 これからの地区社協活動の

イメージ、方針について ..... 38

～ 住民が自立して、安心して暮らすことができる

「福祉でまちづくり」を実現するために ～

1. これからの地区社協のイメージ ..... 38

(1) 住民が主役の支え合い活動の展開

(2) 多様な福祉活動の企画・実施

(3) 地区社協事務局は住民のサロン

2. これらの地区社協の取り組み方針 ..... 40

(1) 住民と生活・福祉課題との多様な「出会いの場」を設定する

(2) 生活・福祉課題を解決するために住民参加による「協働の場」を設定する

(3) 生活・福祉課題を共有し、地域の総合力を発揮するための

「協議の場」を設定する

☆ 参考資料 ..... 43

◇ 地区社協設立までのスケジュール

◇ モデル様式集

(事業計画、予算書、事業報告、決算書、規約(会則)、会計規約)

◇ 山口県内の地区社協活動の現状について

## 第1章

### 地区社協活動を取り巻く情勢・動向

# 第1章 地区社協活動を取り巻く情勢・動向

地区社協の設置推進や活動の発展・強化を推進するにあたり、地区社協活動を取り巻く情勢・動向をまとめてみると、次のとおりです。

## 1. 国レベルでの施策の情勢・動向

### (1) 社会福祉基礎構造改革の推進

国においては、今後の社会福祉の目的は、従来のような限られた者の保護、救済にとどまらず、国民全体（地域住民全体）を対象として様々な課題や問題が発生した場合に、社会連帯の考え方に立った支援を行うことを改革の理念としており、個人の尊厳を保持し、個人の自立支援、利用者による選択の尊重、サービスの効率化などを柱とした「社会福祉基礎構造改革」が推進され、平成12年6月には、社会福祉を目的とする事業の前分野の共通的基本事項を定めるものとして「社会福祉法」が施行されました。

具体的には、介護保険制度の創設をはじめ、地域福祉権利擁護事業、苦情解決といった福祉サービス利用支援、成年後見制度の見直しなど、様々な制度や施策の新設や見直しが進められました。

さらに、「社会福祉法」では、「地域福祉の推進」が明示されており、社会福祉協議会が地域福祉の主な担い手として位置づけられているとともに、行政においては地域福祉を推進するための「市町村地域福祉計画」「都道府県地域福祉支援計画」の策定を定めた条項が平成15年4月から追加施行されています。

これらの行政計画策定推進を見据え、平成14年1月28日には、厚生労働省 社会保障審議会福祉部会から「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について（一人ひとりの地域住民への訴え）」が発表されています。

この中では、「地域福祉とは地域住民の主体的な参加を大前提としたもの」や「住民等は（中略）自らが地域福祉の担い手であると認識することが重要である」と述べられ、地域福祉の推進者として、地域住民の参加を明確に位置づけています。

こうした中で、社会福祉協議会としては、様々な制度、施策、サービスの動向を見極めつつ、地域福祉推進の担い手として、住民とともに主体的な活動展開を図ることが求められています。そのシステムづくり（組織的活動展開）の1つとして、地区社会福祉協議会や自治会福祉部の設置促進を進めるとともに、活動支援を行っています。

### (2) 地方分権の推進と市町村合併

国の施策として、地方分権の推進が図られており、市町村合併の推進の中で行財政の合理化・効率化が進むことによる市町村の行政能力の強化とあわせて、財源やサービスなどにかかる権限委譲が進められています。

こうした動きは、国から地方自治体への分権（第1の分権）や地方自治体間での分権（第2の分権）だけでなく、自治体から住民への分権（第3の分権）を進めることで、地方自治・住民自治の推進を確立していく流れを指向していると言えます。

これにより、地域の実情や住民の声に応じて柔軟な施策やサービス開発、活動展開につなげることができる可能性を秘めているものといえますが、一方では合併に伴い、行政の施策やサービスの大幅な再編が進み、住民にとっては、これまで受けてきたサービスが大きく変容する可能性もあり、不安や混乱を招く懸念が生じています。

また、社会福祉協議会にとっては、「社会福祉法」で「1市町村に1社会福祉協議会」と規定されているため、市町村合併に伴い社会福祉協議会の合併を併せて行われます。地方自治・住民自治の推進の流れは、社会福祉協議会にとっても住民参加による地域福祉活動を図るチャンスである一方、人件費や運営費、事業費について行政の補助や委託に依存している部分も多いため、合併協議や市町村の判断により、これまでの事務局体制や社会福祉協議会運営、サービス展開を継続していけるかどうかという課題を残しています。

ちなみに、山口県は、56市町村（14市37町5村）であった市町村数が、平成18年4月時点では、22市町（13市9町）となり、平成20年3月末には、20市町（13市7町）まで再編される予定です。また、山口県の示す「山口県合併市町推進構想」では、望ましい姿として9つの圏域（9市）に集約されることが提案されています。

合併後の市の多くは、かなり広域となるため、サービス提供体制の再編が図られることが予測されます。また、全国的な動向としても、合併後、市役所の総合支所機能の縮小が行われていることから、先に挙げた、第3の分権（自治会から住民への分権）の動向も踏まえ、地区社協を中心とした、住民による身近な日常生活圏域での支え合いのシステムづくりがますます必要となっています。

### （3）経済情勢の動向

これまでの長期にわたる経済情勢の低迷は、社会生活に大きな影響を及ぼしました。

その影響として、まず挙げられるのは、「格差社会」に象徴される失業や所得の減少による生活面での問題が多く発生する点です。

雇用対策や生活福祉資金の新制度（離職者支援資金）など、行政による対応策が取られる一方で、ホームレスをはじめとする問題も地域で発生しています。

また、行政にとっても税収の減少や財政再建の実施に伴い、施策の再編・縮小が行われ、公的サービスの低下や社会福祉協議会やNPOなどの行政の補助や委託により実施してきた様々な取り組みも縮小や廃止の傾向となっています。

このような傾向により、住民相互の支え合い（共助）による地域の自立、住民の自立がますます問われる中で、社会福祉協議会やNPOをはじめとした住民組織・団体が提案や協働を行いながら行政とのパートナーシップの構築をどのように展開していくが課題となっています。

### （4）総合規制改革の推進

国の施策として、これまでの高度経済成長の時代に確立した社会制度や慣行を見直し、民間経済の活性化を図ることで長期経済停滞の状況を打開することを目的として、「総合規制改革」が推進されています。その中で、社会福祉法人のあり方の見直しが図られ、とくに、社会福祉法人が実施してきた福祉事業への民間企業の参入や事業実施に対する情報公開や第三者評価の導入などが挙げられています。

また、社会福祉協議会に対しては、「他の民間事業者、社会福祉法人では行いにくいサービスについて重点的に取り組んでいく役割」が明記されており、とくに、在宅サービスについては、「公的助成のみに依存することなく、他の事業主体の参入による競争を妨げることのないよう、適切な運営に努める」ものとされています。

こうした動向のほか、市民活動が急速な広がりを見せており、この分野では、女性、高齢者、障がいのある方が特定非営利活動（NPO）法人を設立し、起業すること等が容易になることで、就労、雇用機会の拡大につながり、地域の活性化が期待されています。

こうした目的指向型（分野別機能型）のNPO法人だけではなく、最近では、福祉でまちづくり、つまり、地域福祉の推進を目的とし、「自分たちの地域は、自分たちで責任を持って守る」ことを目的とした地縁型NPO法人の設立も出現しはじめています。

地域福祉の推進に向けては、これらの組織の設立・運営支援や協働による活動展開を図ることが必要です。

さらに、国や自治体の動向や地域社会の現状からは、近い将来、地区社協や自治会・町内会においても、NPO法人格の取得により、既存の組織を有効に発展利用し、公的なサービスや事業の直接実施を行う等、「自分たちの地域は自分たちの支え合いで守る」ための組織体制の整備の必要性も予測されます。

## 2. 地域社会の現状

### （1）世帯（家族）の小規模化・家族関係の変化と住民の流動化

昔は、三世帯同居や子どもがたくさんいる等、1世帯に多くの家族が同居していたが、最近では核家族や単身世帯（一人暮らしの高齢者、単身赴任、若者の一人暮らし等）、高齢者の夫婦二人暮らしが増加傾向にあります。こうした傾向では、日中は家をあけていることが多くなったり、閉じこもりがちになると、地域にかかわる機会が少なくなってしまう。

結果的に、地域に世帯数や人口が多くとも、地域に出かけることやかかわりを持ってくれる人は少なくなり、地域で活動に参加してくれる人も減少しています。

とくに、核家族、単身赴任や若者の一人暮らしについては、就学、就職、転職、転勤、転居など一定地区に定着しない、あるいは、定着しにくい状況が多くあり、住民の流動化現象として顕在化し、地域へのかかわりにくさ、地域へのかかわりの希薄化にもつながっています。

山口県内の状況を見ると、総人口は、平成12年度国勢調査時点で1,527,964人でした。昭和60年に1,601,627人になったのをピークに、その後は減少を続けており、最近の新聞等の報道では、150万人割れがあきらかになっています（平成17年7月1日現在、1,497,854人）。今後、人口は全国的にも、2006年をピークに減少すると推計されています。

世帯数の推移を見ると、山口県内の世帯数は、平成16年4月1日現在で595,391世帯となっており、その後も減少傾向（平成17年10月実施「国勢調査」速報、591,232世帯）にあり、1世帯あたりの人数も減少しています。

今年度発表される「国勢調査」の集計では、こうした傾向が一段と進み、世帯の小規模化、少子高齢社会へのさらなる進行が明らかになることは必至の状況となっています。

## （２）情報化／ＩＴ化にともなうコミュニケーションの変化

技術の向上により、産業や生活環境、文化、教育など多くの分野で情報化、ＩＴ化が産業構造や人々の生活を大きく変えつつあります。それは、これまで、人と人との関係をつくってきたもの、人と社会との関係をつくってきたもののの中に、情報化・ＩＴ化が加わることで、人間関係のつくり方や保ち方が一変することを指しています。

例えば、携帯電話やインターネットなどの普及により、直接会うことに依らずに、コミュニケーションができるようになることで、より多くの人と知り合う機会が増え、幅が広がる一方で、直接会うという関係づくりができにくくなる、という課題が生じています。

## （３）住民の生活範囲の流動化、広域化と中山間地の過疎化

山口県においても、モータリゼーションにより、住民の生活は、以前と比較して流動化、広域化しています。このことは、大型駐車場を完備した郊外大型店舗の増加、その一方で駐車場のない商店街の空洞化、路線バスの赤字による運休・廃止等の現状によっても確認することができます。

つまり、このことは、車がなければ、あるいは、運転できなければ、生活に大きな影響が生じることを示しており、高齢者が地域社会に取り残されてしまうことが考えられます。

市街地を中心として、行政によるコミュニティバス等の運行により、住民の生活を支える足（移動手段）の確保が進められているものの、中山間地を多くかかえる山口県においては、進行する市町村合併による行政範囲の広域化や過疎化の問題を踏まえると、移動手段の確保はもちろんのこと、改めて住民生活全般を見直し、生活に密着したフォーマル、インフォーマル双方でのサービス開発が今後ますます必要となります。

とくに、このような住民生活の流動化、広域化が進む中であっても、地域との関係を見捨てた生活は、現実的ではなく、とりわけ高齢期や子育て期等の期間は、地域との密接な関係が必要な時期と考えられます。地区社協においては、住民と地域をつなぐ身近な社協として、こうした地域の状況やニーズに敏感に反応しながら住民の生活に密着したインフォーマルサービスを開発する主体として、あるいは、フォーマルサービスへの意見具申・政策提言の役割が期待されています。

## （４）人口減少時代、高齢社会の到来と家族機能の低下、限界集落の出現

昨年からはわが国の人口は減少時代に突入している。さらに、平成 16 年度の高齢化率は、全国平均 19.5%となっている一方で、山口県の高齢化率は、24.3%で全国 4 位となっています。すでに、推計からは、山口県は全国を 20 年近く上回るスピードで高齢化が進行していることが明らかになっています。

今後の推計によると、まず、2007 年には、「2007 年問題」に象徴される、第 1 次ベビーブーム（1947 年～1951 年）の間に出生した、いわゆる「団塊の世代」が定年退職を迎え、2015 年までには、高齢者（65 歳）を迎えます。

そして、2025 年。この年には、日本の高齢者数（65 歳以上）の人口がピークに達すると推計されています。この時、全国の高齢化率は、28.7%。山口県の高齢化率は、34.0%となっていると予測されており、秋田県の 35.4%に次ぐ、全国第 2 位の水準に達していると推計されています。

このように、高齢化がさらに進行する中では、世帯（家族）の小規模化の進行と相俟って、家族機能が十分に機能しなくなることが考えられます。

また、中山間地を多くかかえる山口県においては、とくに、限界集落（65歳以上の高齢者が集落人口の半数を超え、冠婚葬祭をはじめ田役、道役などの社会的共同生活の維持が困難な状態に置かれている集落）の問題が発生することも予測されます。

現在の高齢者世代は、青年団、婦人会等の年齢集団への参加を経験しており、「集まり」を維持することに長けており、過疎高齢化が進む中においても、地域での共同活動を維持できていますが、これから高齢者となる、そういった集団活動への参加・経験が乏しい世代が地域を支え、お互いに支え合っていくためには、これから活動にかかわる仕組みづくり、ルールづくりが必要となっており、その具体的、組織的な取り組みの1つが地区社協活動と言えます。

#### （5）地域福祉の場としての地域社会の弱体化

以上のような地域の現状や推計からは、以前と比べて近隣の住民同士・世帯（家族）同士のつきあいができにくく、地域の「つながり」が弱くなっていることがうかがえます。その状況をあらわす出来事として、地域の各種団体（単位自治会・町内会、子ども会、婦人会、青年団等）の活動停滞や地域の安全・安心の低下（犯罪・事故・近隣同士の理解不足による紛争の増加等）などが発生しています。

地域の「つながり」が弱くなるのに伴い、近隣の住民同士・世帯（家族）同士での日頃からのつきあいや何かあったときの支え合いができにくくなる、自分たちが住んでいる地域の状況や課題が認識できにくくなるなどの課題が生じます。

こうした状況が、さらに進むことにより、住民の地域活動自体への主体的な参加が少なくなるとともに、これまで「福祉の輪づくり運動」で取り組んできた住民参加による小地域見守りネットワークの基盤が根底から揺らぐことが懸念されています。

### 3. 地区社協の必要性和市町社協にとっての地区社協

#### （1）地区社協の必要性

このような現状分析、将来予測（推計）からもわかるように、これからの地域づくりに向けて必要なことは、住民一人ひとりが地域福祉の推進者（担い手）として、地域において支援の必要な人たちの暮らしの課題を発見し、共通認識を持つ仕組み（組織や活動）をつくり、その解決や支援に向けた取り組みを自主的に企画・実施する場づくりを進めることです。

つまり、従来から取り組みを進めている小地域見守りネットワーク活動、ふれあい・いきいきサロン、住民参加型在宅福祉サービスなどの支援を必要とする人を地域の中で支える具体的な取り組みを進めるとともに、住民にとって身近で課題を実感しやすい日常生活圏において、地域の実情に即した柔軟な地域福祉活動を住民参画により展開する仕組みづくりを進めることが必要です。その仕組みづくりとは、まさに、自治会福祉部活動や地区社協活動の設置や発展・強化と言え、これからの小地域福祉活動を推進するために極めて重要な活動内容です。

今後、こうした福祉を取り巻く情勢・動向の分析を踏まえ、また、地域の現状・将来像を住民の幅広い参加により協議しながら、地区社協活動を構想し、時代の要請に応じた地区社協づくり（地区社協活動の（再）構築）を進めること大変重要です。

## （２）これからの市町社協にとっての地区社協

市町社協の現状、とくに合併後の状況を見ると、組織面は、旧市町に支所・支部・地域福祉活動センターを設置し、合併前の旧市町社協の拠点を維持しています。その一方で、社協職員は、平成１６年をピークに合併後から減少に転じており、現在までその傾向は続いています。同様に予算面、とくに収入の面でも、行政からの補助金・委託金はもちろん、合併後の会費改定を町村部に比べて、額の低い旧市部の額に近づけたことから縮小という状況になっています。

こうした動向から市町行政の総合支所の再編と同じく、今後、市町社協も人員面、財源面から支所・支部・地域福祉活動センターの再編を余儀なくされる、あるいは、再編をせざるを得なくなることが考えられます。つまり、現在の支所・支部・地域福祉活動センターの存在意義を問われるということが近い将来に起こることが予測されます。

では、どのように支所・支部・地域福祉活動センターの意義を住民に示していけばよいのでしょうか。それは、やはり、「住民に対しての地区社協の実態化」です。地区社協の組織を整備、強化し、活動を安定的、継続的、そして発展的に展開し、住民にとって無くてはならない組織となる必要があります。そのためには、地区社協に対し、支所・支部・地域福祉活動センター（の職員）が支援し、住民自身が地域福祉を推進する仕組みを地域の中にしっかりと根付かせることが必要となります。

こうした地区社協の実態化が図られることによって、住民会費への理解（自分たちの地域をつくり、支え合い、守るために拠出する）や支所・支部・地域福祉活動センターの存在意義（自分たちの地域をつくり、支え合い、守るためには、専門的な支援が必要不可欠）などの社協活動への理解、住民自治意識の高揚が期待されます。

このように、地区社協の活性化が市町社協の活性化につながり、そして、これらの住民自治を基本とした地域づくりにとって地区社協が中核となる、といった発想の転換が市町社協にも、地区社協にも必要です。そして、住民に対しても日常の活動を通じて、これからの地域の将来像、情勢や動向をもとに、発想の転換を図っていくことが必要です。

とくに、市町社協においては、市町域（本所・本部）、日常生活圏（旧市町村域にかかわらず住民の生活上（買物や通院など）の範囲）（支所・支部・地域福祉活動センター）、地区社協といった地域福祉推進体制の全体像を明らかにした戦略的な働きかけが必要となります。

## 第2章

### 地区社協の設置推進について

## 第2章 地区社協の設置推進について 「地区社協立ち上げ」編

「はじめに ～地区社協活動を取り巻く情勢・動向～」でお示したとおり、これからの小地域福祉活動の推進にあたっては、住民自治、共助など（身近な地域でお互いに助け合い、自分たちの地域は自分たちで守るという諸改革や制度）の考え方にに基づき、住民参加や活動展開の仕組みづくりとしての地区社協（福祉の輪づくり推進委員会）や自治会福祉部（自治会による福祉活動）など地域福祉推進の基礎組織の設置、活動の発展・強化が重要となります。

ここからは、地区社協活動の設置推進と活動の発展・強化のそれぞれについて、これまでの調査結果や実践事例を参考にまとめています。

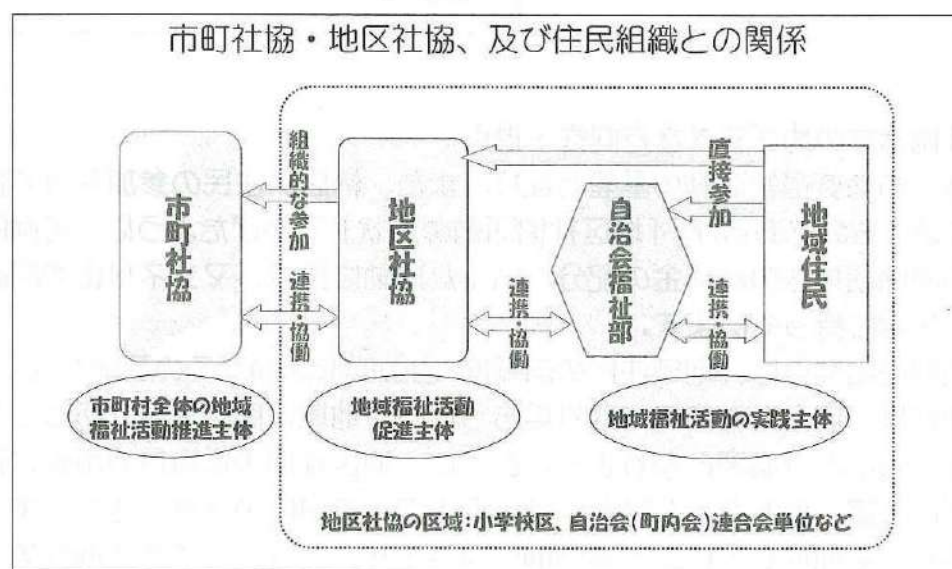
### 1. 地区社協の位置づけと目的、設置に向けて

#### （1）地区社協とは

「地区社協」は、地域住民に最も身近な社協として、住民同士が自分たちの生活する地域の生活・福祉課題を自分たち自身の課題として受け止め、解決に向けて協議し、「住み慣れた地域で誰もが、安心して、豊かに、暮らし続けることができるまちづくり」をめざして、地元住民主体で組織された任意の団体です。

地区社協のねらいは、小地域福祉活動を担う基礎組織をつくることであり、一般的には、市町村域をさらに小地域に区分し、福祉を目的に広く住民組織や住民個々に呼びかけて組織（活動）するものです。

#### （2）市町社協・地区社協、及び住民組織との関係について



まず、市町社協は、市町村全体の地域福祉活動（計画や方向性、メニュー）を企画・提案していく「地域福祉活動の推進主体」です

つぎに、地区社協は、市町社協の企画・提案を地域の実情に応じて採り入れつつ、自治会福祉部とも連携・協働を行いながら、地域福祉活動への地域住民の参加を促進する「地域福祉活動の促進主体」です。

そして、自治会福祉部、地域住民は、地区社協の企画・提案に共感し、活動を展開していく「地域福祉活動の実践主体」です。

このように、地区社協を市町村社協の基盤組織と位置づけ、住民が身近な地域で福祉活動に参加することができる組織体制を構築することが必要となります。

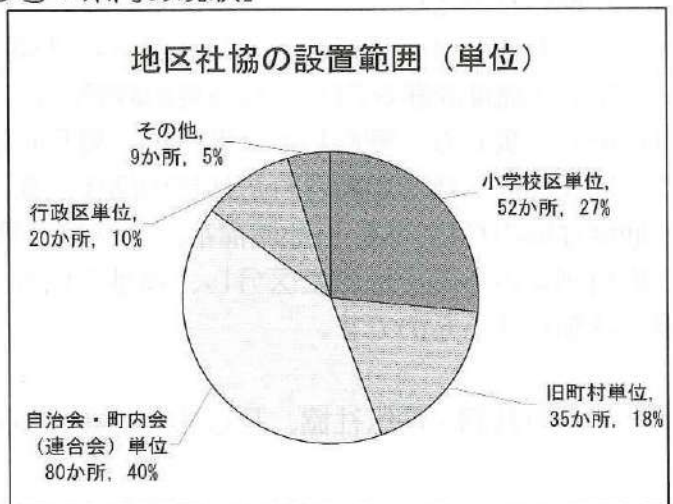
### （３）地区社協の区域について

地区社協の区域（どのくらいの範囲で組織するのか）については、小学校区、あるいは自治会（町内会）連合会単位など身近な日常生活圏域が一般的となる。人口規模の小さい地域にあっては、共通の生活風土・慣習・文化のある範囲、住民の顔が見える（分かる）区域が考えられます。

山口県内で地区社協設置が想定される日常生活圏域は、以下のような区域があります。

#### 【想定される日常生活圏域と箇所数】      【参考：県内の現状】

- |                |       |
|----------------|-------|
| * 地区民児協        | 195か所 |
| (任意民児協含む)      |       |
| * 公民館数         | 273か所 |
| * 小学校数         | 366地区 |
| * 旧町村数         | 722町村 |
| (昭和の大合併以前の町村数) |       |



### （４）地区社協活動のめざすべき方向性・視点

地区社協は、小地域福祉活動の基盤となり、また、幅広い住民の参加を得て組織化された（組織化する）ものであるが、「地区社協活動の現状」であげたように、定例的な行事の実施や地区の関係団体への助成金の配分といった活動に偏り、マンネリ化や組織の形骸化を招く可能性を常に持っています。

地区社協活動の出発点は、「地域住民の自覚的・自主的な活動がその基礎となり、そして、自分たちの地域は、自分たち自身で取り組もうという地域住民の意識であること」を常に振り返り、考えることが必要となります。とくに、地区社協の役職員や市町村社協の職員は、その住民の意識、何とかしたいというエネルギーを日頃の活動を通しての気づきや住民座談会や研修会の開催などにより意図的に引き出すことが、まず基本的なめざすべき方向性・視点としてあげられるでしょう。

この基本的な方向性・視点に加え、「はじめに ～地区社協活動を取り巻く情勢・動向～」を踏まえ、今後、地区社協活動のめざすべき方向性・視点としては、以下のものがあげられます。

### 【地区社協活動のめざすべき方向性・視点】

- 人と人とのつながりづくりの再構築
- 住民の自治力、地域の福祉力の醸成・向上
- 地域の実情に応じた柔軟な福祉活動の開発・企画・実施
- 多様な活動、組織・団体との連携、協働の促進

### (5) 地区社協の機能・役割

地区社協の機能・役割としては、次のように整理されます。

- ① 地域住民や関係者に生活・福祉課題の動向を情報提供する。

【広報・啓発、福祉教育機能】

- ② 地域住民が活動に参加（ふれあい・交流）・運営できる機会をつくる。

【交流促進の機能】

- ③ ①や②に基づき、地域住民や関係者の福祉活動への参加を働きかける。

【福祉活動への参加促進の機能】

- ④ 地域住民が抱える生活・福祉課題を発見するとともに、検討・整理し、福祉課題を明らかにする。

【課題発見の機能】

- ⑤ 支援等が必要な人たちに対し、具体的に支援を行い、課題解決を図る。

【課題解決の機能】

- ⑥ 地域住民や地域の様々な団体やグループの活動を生かし、お互いに協力しながら活動をすすめる場となる。

【協働活動促進の機能】

- ⑦ 生活・福祉課題を地域の活動や専門機関に結びつけるための仲介役となる。

【仲介機能】

- ⑧ 自治会福祉部（自治会・町内会の福祉活動）や福祉課題を持つ当事者の自助活動を支え、組織化の支援を行う。

【福祉実践組織・当事者の組織化、支援機能】

- ⑨ 市町村社協、市町村行政や関係機関に対し、地区社協活動の評価・課題・展望の報告や支援の要請を行う。

【提言・意見具申機能】

- ⑩ 福祉課題を解決していくための活動を計画し（活動計画を策定し）、実施する。

【計画機能】

## 2. 地区社協の組織化の手順の検討

ここからは、地区社協設置に向けた手順（案）をお示ししています。しかし、ここに示したものは、あくまでも1つの参考（例）ですので、地域の状況に応じて手順や内容の変更、追加の構想も必要となることも考えられます。

### （1）地区社協設置に向けた合意の形成と「地区社協設立準備委員会」の設置

#### ① 市（町）社協理事会としての決定 ～市町全体での気運づくりと合意づくり～

地区社協づくりに取り組むという基本的な方針決定を行うとともに、今後の各組織内での議論を進める材料として、地区社協の基本的な姿を示す必要があります。

設置区域、組織体制、事務局設置場所などを含めた規約・会則原案、会費、寄付金、共同募金配分金の活用などの財源確保の考え方、事業・活動内容の基本的な考え方を提案・協議しなければなりません。

なお、既に地区社協を設置している市（町）（旧市町村域）では、設置地区の地区社協からモデル的な内容を抽出し、提案することが可能となるが、初めて地区社協を設置する市町や旧市町村域では、基本的な考え方をまとめるにあたり、先進地視察を実施し、実際の活動に触れることにより地区社協活動のイメージを具体化することも考えられます。

今後の円滑な設置をめざすにあたり、市町社協の理事がこれから地区社協づくりを進めていく上で必要な組織・団体（キーパーソン）がすべて加わっているならば、理事会としての決定で十分となりますが、そうでない場合は、理事会を拡大した「福祉のまちづくり推進委員会」などの協議の場を別途、設けることも考えられます。

#### ② 各組織への地区社協づくりの意義の説明と理解促進

まず、市（町）社協及び地区関係者が地区社協づくりについて合意する必要がある。地区社協づくりの意義、方法、組織体制、財源、活動内容などについて、市（町）社協役職員、及び中心となる組織の合意形成を図ることが必要となります。

地区社協設置の必要性に共感していただける組織・団体に呼びかけ、合意形成を図っていく組織・団体が③で述べる設立準備委員会の【参画が期待される組織・団体（案）】に当たります。

各組織・団体での協議にあたっては、市町社協役職員が説明に出向くことが必要となります。その際には、これまでに理事会等で協議した基本的な考え方をまとめた説明資料を準備するとよいでしょう。

#### ③ 地区社協設立準備委員会の設置

～地区社協設置に向けた住民主体の具体的な研究協議の場面設定～

市（町）内の合意形成ができれば、設置地区の実情に応じて、さらに具体的な内容をつめていく必要があります。

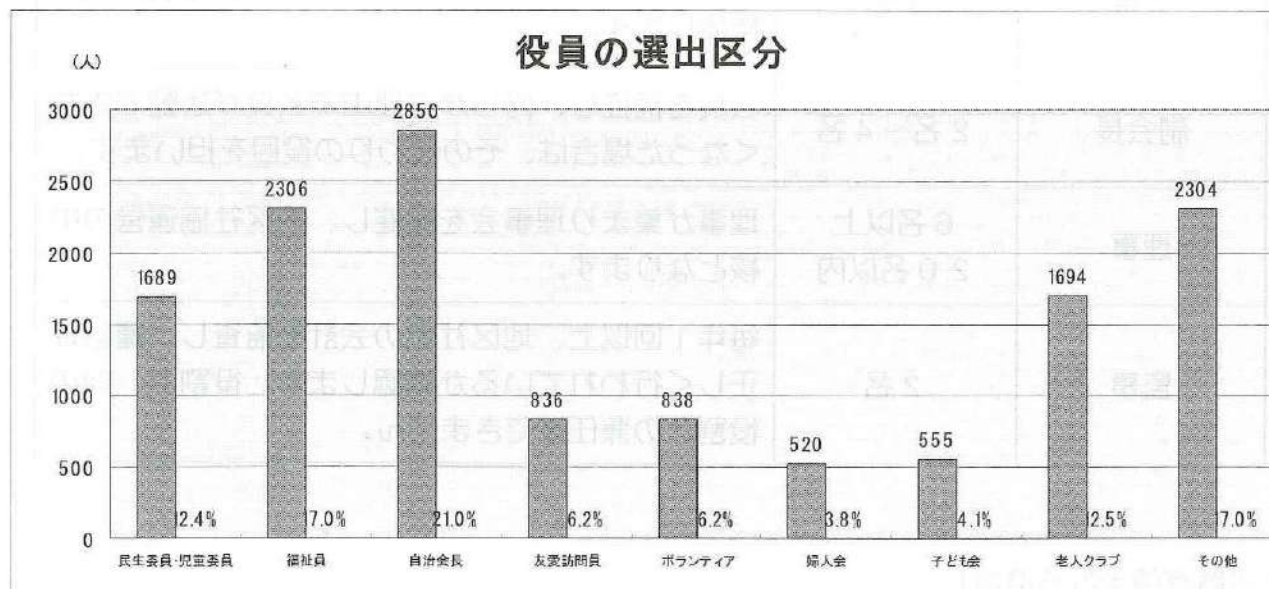
具体的な協議を行う場として、「地区社協設立準備委員会」などを設置します。この委員会に参画が期待される組織・団体としては、次のとおりです。

# 【参画が期待される組織・団体（案）】

- |               |                      |
|---------------|----------------------|
| * 民生委員・児童委員   | * ふるさとづくり推進協議会       |
| * 主任児童委員      | * 地区内の福祉・保健施設        |
| * 福祉員         | * 地区内の医療機関           |
| * 単位自治会・町内会役員 | * 行政機関（公民館・支所・出張所など） |
| * 老人クラブ       | * 学校関係者（教職員、PTA）     |
| * 友愛訪問員       | * 農協・漁協・生協           |
| * 婦人会（女性団体）   | * 企業・商店              |
| * 子ども会        | * 警察署（交番・駐在所）、防犯組織   |
| * ボランティア、NPO  | * 消防署（消防団）           |
| * 当事者団体       | * 体育振興会              |
| * コミュニティ推進協議会 | * 学識経験者              |

地域の実情を反映しながら、参画していただく組織・団体を選定しましょう。また、地区社協の設立から定着への段階的な活動展開を図るためにも、参画いただいたメンバーが設立当初の理事（役員）となることを想定した選出を行うとよいでしょう。

## 【参考：県内の状況】



現在の地区社協役員の選出区分ですが、自治会長、福祉員、民生委員・児童委員などの関係者においては、幅広い参画が図られています。

今後、さらに福祉でまちづくりを進めるためにも、地域にある様々な社会資源（施設、学校・PTA、企業、商店、警察、消防など）の役員への参画や活動・事業を通じた協働も考えられます。

## (2)「地区社協設立準備委員会」での協議内容

地区社協設立に向け、「規約（会則）（案）」、「事業計画（案）」、「予算（案）」を作成するために、「地区社協設立準備委員会」において、次の①～⑧について協議を進めていきます。

なお、協議の順番は番号順ではなく、話しやすいものから進めていきましょう。

### ① 役員構成（会長、副会長、理事、監事、事務局長、会計、顧問など）を構想します。

地区社協の役員としては、次の方々があげられます。役員の任期としては、2年間（ただし、再任は妨げない）が一般的です。また、選出は、総会を開催して選出（「モデル規約（会則）」第6条を参照）となります。つまり、今回は設立総会での選出となります。

具体的な協議を重ね、円滑な執行を図るためにも役員は、多くとも20名以内が望ましいと言えます。これを超える場合は、地区社協活動の実働部隊メンバーでの企画調整会議の設置や常任理事の設置も考えられます。（「② 会議の種類と役割を確認し、協議体制を構想します。」を参照）

### 【立ち上げ時から必ず設置する役員】

| 役職名 | 人数の目安         | 主な役割                                                      |
|-----|---------------|-----------------------------------------------------------|
| 会長  | 1名            | 地区社協の代表として、地区社協の活動や運営を総括します。                              |
| 副会長 | 2名～4名         | 会長を補佐し、何らかの理由で会長が活動できなくなった場合は、その代わりの役目を担います。              |
| 理事  | 6名以上<br>20名以内 | 理事が集まり理事会を開催し、地区社協運営の中核となります。                             |
| 監事  | 2名            | 毎年1回以上、地区社協の会計を監査し、運営が正しく行われているか確認します。役割上、他の役割との兼任はできません。 |

### 【設置が望まれる役員】

| 役職名  | 人数の目安 | 主な役割                                                     |
|------|-------|----------------------------------------------------------|
| 事務局長 | 1名    | 会長の命令を受けて、地区社協の運営事務関係进行处理します。                            |
| 会計   | 1名    | 会計事務を処理する担当者です。金銭の透明性や兼務による負担を軽減するためにも、1名専任で置くことが望ましいです。 |

※ なお、事務局長と会計については、副会長などの他の役員と兼任で設置されている地区、専任で設置されている地区、「コーディネーター」という名称で配置されている地区があります。

【必要に応じて設置する役員】

| 役職名  | 人数の目安 | 主な役割                                            |
|------|-------|-------------------------------------------------|
| 常任理事 | 10名程度 | 理事会の決定に基づき、地区社協の運営に必要な事項を協議、決定します。              |
| 顧問   | 1～2名  | 会長からの指名により、正副会長経験者や学識経験者などが就任し、地区社協活動への助言を行います。 |

② 会議の種類と役割を確認し、協議体制を構想します。

地区社協の運営や方針の決定、具体的な課題を解決するときには、様々な会議を開催して協議を行い、方針を決定することが透明性、公益性を確保するためにも必要です。

また、会議の内容は、記録や報告を残し、地区社協への理解を深めるために地区社協だよりなどで住民（会員）に広報すると良いでしょう。

主な会議とその内容、参加対象、回数の目安としては次のとおりです。

【立ち上げ時から必ず開催する会議】

| 会議の名称                       | 参加者                               | 主な議題                                                             | 回数（目安）   |
|-----------------------------|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------|----------|
| 役員会<br>（理事会）                | 地区社協の役員<br>（理事）                   | ・事業計画や方針の策定<br>・事業予算の見積もり<br>・正副会長、監事、事務局長、<br>会計担当者などの選出<br>…など | 年3回以上の開催 |
| 総会<br>〔評議員会<br>代議員会<br>総代会〕 | 地区社協の役員<br>〔評議員、<br>代議員、総代〕<br>会員 | ・事業計画、予算の承認<br>・役員の承認<br>・会則などの変更<br>…など                         | 年1回以上の開催 |
| 監査                          | 地区社協の会長、<br>監事、会計担当者              | ・事業執行、予算執行の検査                                                    | 年1回      |

【Point】

- ☆ 役員選出は、地域に実情に応じて、福祉でまちづくりを進めるために協力いただきたい組織・団体・グループからの選出を心がけましょう。
- ☆ 地区社協活動の住民へのアピール、地域課題の解決や新規活動・事業・サービスの開発のために委員会・部会の設置を積極的に検討しましょう。
- ☆ 連絡調整や企画の具体的協議を進めるために企画調整会議や常任理事会の開催を積極的に検討しましょう。

【開催が望まれる会議】

| 会議の名称  | 参加者                                                              | 主な議題                                                                 | 回数（目安）   |
|--------|------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|----------|
| 委員会・部会 | 会議のテーマごとに参加者を設定                                                  | ・課題の整理、課題解決ための具体的な対応や役割分担<br>…など                                     | 必要に応じて開催 |
| 企画調整会議 | 地区社協の会長、副会長、事務局職員に加え、地域の実情に応じた民生委員・児童委員、自治会役員、福祉員など地区社協活動の実働メンバー | ・地区社協行事・イベントの企画、役割分担<br>・各団体・組織の取り組みや行事・イベントの情報交換及び参加、協力、役割分担<br>…など | 月1回      |
| 常任理事会  | 常任理事                                                             | 同上                                                                   | 月1回      |

☆ 委員会・部会について

現在、多くの地区社協では、テーマ別に設定した会議を「委員会」もしくは「部会」という名称で設置されています（例：広報委員会、高齢者委員会、障害者部会…など）。

「委員会」や「部会」を通して、地域の抱える課題解決のために福祉分野以外の方に参画していただき、協働によって必要な活動やサービスを開発したり、ネットワークによる活動展開、課題解決を図ったりすることが期待されます。

地区社協設置当初は、委員会・部会の設置まで手が回らないことも考えられますので、地域の必要性、活動の安定などを踏まえて設置していきましょう。

☆ 企画調整会議（常任理事会）について

地区社協の中には、「地区社協行事・イベントの企画、役割分担」や「各団体・組織の取り組みや行事・イベントの情報交換及び参加、協力、役割分担」を目的として「企画調整会議」、「企画部会」という名称の会議を月1回開催しているところがあります。

この会議には、地区社協の会長、副会長、事務局職員に加え、地域の実情に応じて民生委員・児童委員、自治会役員、福祉員など地区社協活動の実働メンバーが参加しており、定期的な開催と具体的な協議により計画的、継続的な地区社協活動の推進が図られています。

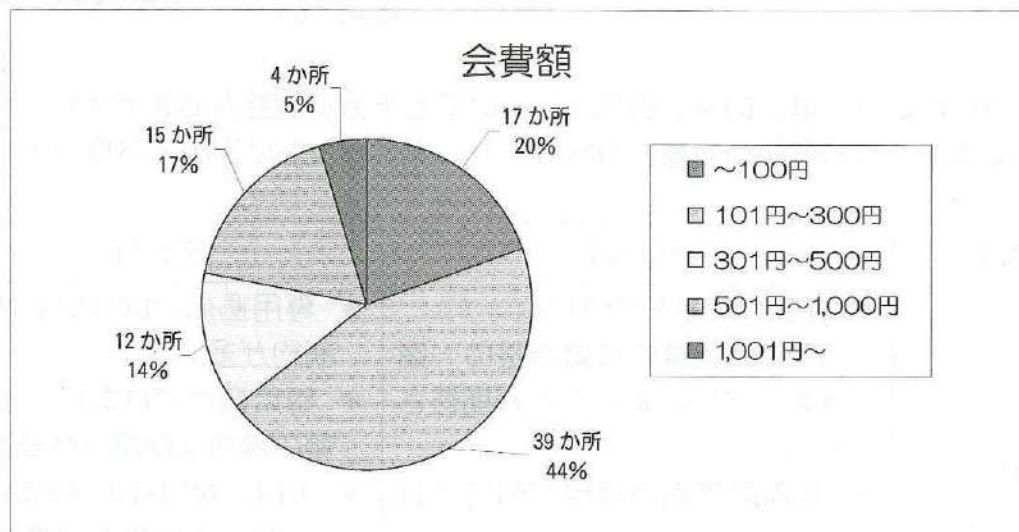
さらに、役員の役割分担（共同責任）による事務局運営や、各団体・組織の相互理解と協力体制の構築などの成果があがっています。

③ 地区社協会費を構想します。

自分たちの地域を守り、育んでいくための組織体制（有給の事務局職員の配置、独自の事務局の設置など）や具体的な活動・事業展開を事業計画により構想の上、必要な額を想定し、額を設定しましょう。

県内の地区社協会費額の平均は、下のグラフのとおり412円（1世帯あたり）となっていますが、1,000円を目標として、地域の実情に応じて設定することが望まれます。

【参考：県内の状況】



④ その他、地区社協活動の財源を構想します。

地区社協会費のほかに、地区社協独自での寄付金の募集や、市（町）社協との協議による共同募金配分金や事業費補助金の交付について協議を行い、財源の全体像を構想しましょう。

⑤ 地区社協事務局（活動拠点）の設置場所を構想します。

県内の地区社協事務局の設置場所は、下のグラフのとおり、「行政の支所・出張所」、「公民館」が併せて約6割、「役員宅」が約3割、「その他」が約1割となっています。

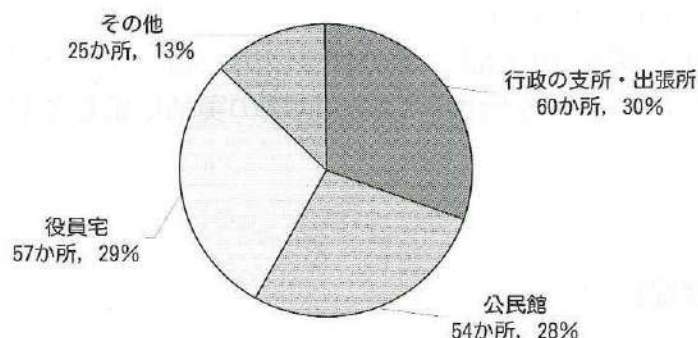
「その他」の回答の中には、空き家や空き事務所（店舗）の活用、社協以外の他団体との事務局の共同運営などが含まれています。

このほかにも、地区社協事務局（活動拠点）の設置場所として社会福祉施設、学校の余裕教室などが考えられるでしょう。

地区社協事務局の設置場所については、分かりやすい場所、集まりやすい場所、連絡の取りやすい場所、そして、自分たちの活動・事業が実現できる体制整備を考慮して検討しましょう。

【参考：県内の状況】

地区社協の事務局設置場所



事務局設置にあたっては、いずれの場所においても十分な調整が必要ですが、事務局設置場所として想定される場所の設置上のメリット、デメリットは次のとおりです。

| 設置場所                 | メリット                                                                                                                                                                                                | デメリット                                                                                                                                                                                        |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 行政の<br>支所・出張所<br>公民館 | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 住民にわかりやすい。</li> <li>* 行政の職員に連絡調整の一端を担っていただくことが期待される。</li> <li>* 事務局設備の借用が期待される。</li> <li>* 行政の建物の中だから安心という住民の意識がある。</li> <li>* 家賃、通信費の免除が期待される。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 専用拠点ではないため活動の制約が多い。</li> <li>* 専用拠点ではないため個人情報の適切な保護が必要となる。</li> <li>* 土日、祝日等の活動は難しい。</li> <li>* 行政の人事異動や機構改革に事務局運営が左右される。</li> </ul>                |
| 他の団体・組織の<br>空きスペース   | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 他の団体・組織との共同での事務局運営が可能である。(連絡体制が整備される。)</li> <li>* 事務局設備、通信設備の共用が期待される。</li> </ul>                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 専用拠点ではないため活動の制約が多い。</li> <li>* 専用拠点ではないため個人情報の適切な保護が必要となる。</li> <li>* 連絡を受ける事務局職員の配置が必要。</li> <li>* 家賃が必要な場合もある。</li> <li>* 通信費が必要となる。</li> </ul>   |
| 空き家・空き店舗             | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 拠点を活用したサロンなどの活動・事業が展開できる。</li> <li>* 専用拠点であるため活動の制約が少ない。</li> <li>* 土日・祝日等の活動が可能。</li> </ul>                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 住民への周知の工夫が必要となる。</li> <li>* 事務局設備の整備が必要。</li> <li>* 通信設備の整備が必要。</li> <li>* 連絡を受ける事務局職員の配置が必要。</li> <li>* 家賃が必要となる。</li> <li>* 通信費が必要となる。</li> </ul> |

| 設置場所    | メリット                                                                                                      | デメリット                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社会福祉施設  | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 入居型施設であれば、356日の事務局開設が可能。</li> <li>* 社会福祉施設との協働が期待される。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 専用拠点ではないため活動の制約が多い。</li> <li>* 専用拠点ではないため個人情報の適切な保護が必要となる。</li> <li>* 通信設備の整備が必要。</li> <li>* 家賃が必要な場合もある。</li> <li>* 連絡を受ける事務局職員の配置が必要。</li> </ul>                                                                         |
| 学校の余裕教室 | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 住民にわかりやすい。</li> <li>* 学校（教育分野）との協働が期待される。</li> </ul>             | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 専用拠点ではないため活動の制約が多い。</li> <li>* 専用拠点ではないため個人情報の適切な保護が必要となる。</li> <li>* 事務局設備の整備が必要。</li> <li>* 通信設備の整備が必要。</li> <li>* 連絡を受ける事務局職員の配置が必要。</li> <li>* 家賃が必要な場合もある。</li> <li>* 通信費が必要となる。</li> <li>* 土日、祝日等の活動は難しい。</li> </ul> |
| 役員宅     |                                                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 住民にわかりにくい。</li> <li>* 事務局となった役員に負担が集中することが多い。</li> </ul>                                                                                                                                                                   |

#### ⑥ 事務局設備・備品の整備

円滑な連絡調整のため、また、情報発信のため専用電話（回線）、FAX（回線）、パソコン（インターネット回線）、コピー機などの整備について検討しましょう。

整備にあたっては、事務局設置場所や財源の課題がありますが、地区社協構成団体による負担金の徴収や予算積み立てなどの工夫を検討してみましょう。

整備が難しい場合でも、役員の持ち出しによる事務局運営とならないように、一定の通信費や消耗品費などの支給などの配慮も検討しましょう。

#### ⑦ 地区社協事務局職員の配置を構想します。

県内の地区社協の事務局職員（会議の設定や連絡調整等の事務を執行する人）の配置状況は、下のグラフのとおりとなっています。この配置状況は、事務局の設置場所によるところ（役員宅なら配置なし、支所なら行政職員…など）が大きくなっていることがうかがえます。

しかしながら、専任職員を雇用し、配置している地区社協も8%あります。配置費用（人件費）としては、月3万円程度の金額で、勤務日数は、月14日（2日に1回）程度が平均的な状況のようです。

やはり、いつでも、気軽に集え、相談できる地区社協とするためにも、最低でも平日の昼間（9時から16時まで）は、事務局職員がいる体制を整えることが大切です。

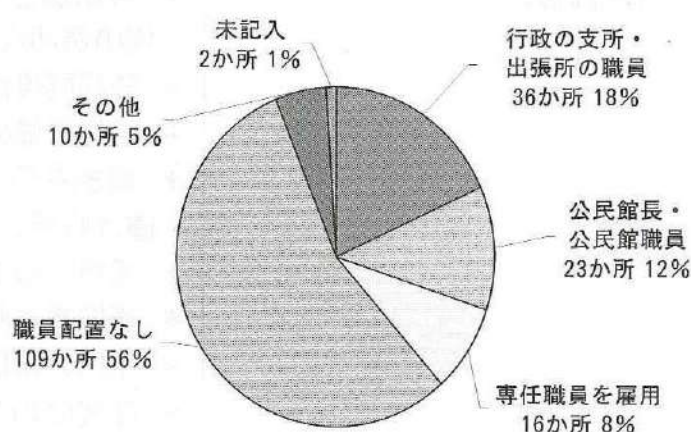
こうした事務局体制を整える具体的な方法については、① 専任職員を雇用し配置する、② 役員や関係者のローテーション（役割分担）による事務局運営を行う、③（事務局配置場所が支所、出張所、公民館など行政機関の場合は）行政職員に協力を仰ぐ、などが考えられます。

①については費用確保、②については役割分担方法、③については行政の将来的な機構改革を踏まえながらの調整方法などの協議が必要となるでしょう。

なお、役割分担方法については、P 27を御参照ください。

#### 【参考：県内の状況】

#### 地区社協の事務局職員の配置状況

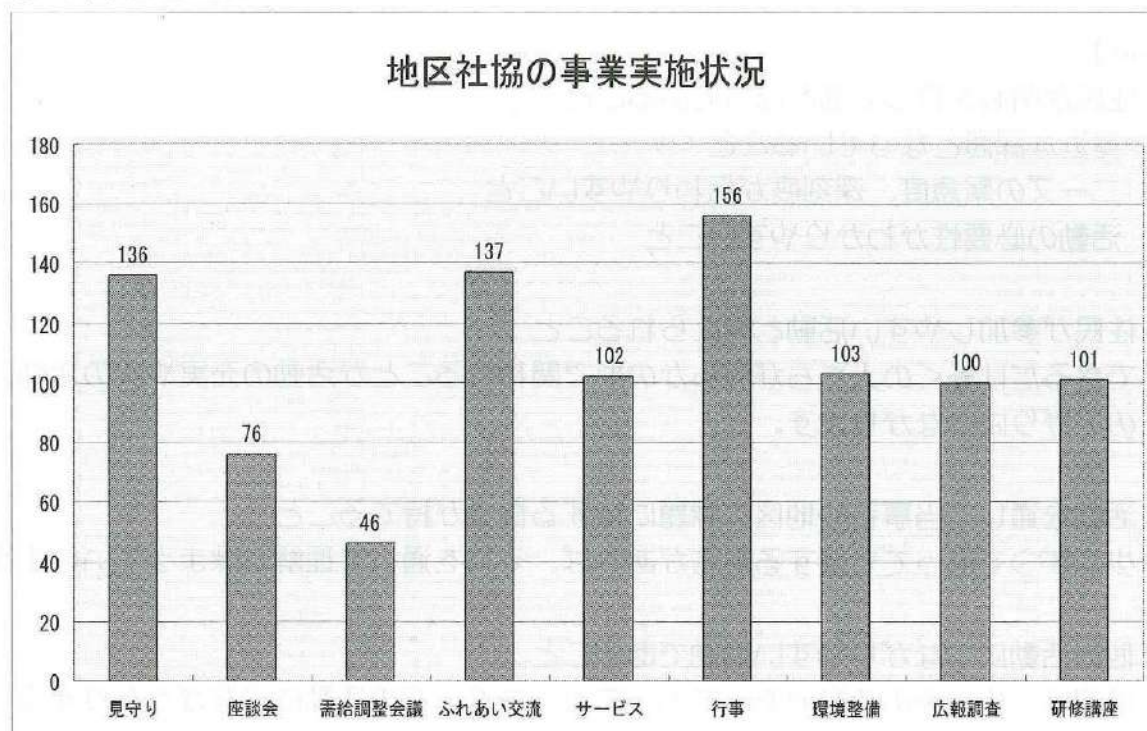


#### ⑧ 活動・事業メニューを構想します。

活動・事業メニューについては、地区内で各組織・団体が行っている活動・事業を分析し、地区社協として取り組むものを決定していきます。

活動・事業メニューについては、市町社協からの提案を受けつつ、まずは、あまり多くを盛り込みすぎずに、敬老会や三世代交流事業などの福祉行事・イベントや、ふれあい・いきいきサロンや小地域見守りネットワーク活動などのこれまで地区で実施してきた活動を基本事業として実施していきます。これらをもとに、新たな活動、事業、サービスを計画的、段階的に加えていくとよいでしょう。

【参考：県内の状況】



県内の状況として、上の地区社協の活動・事業実施状況のグラフを見ると、最も多いのは、敬老会をはじめとした「地域の行事」（79％）になっています。これにつづいて、ふれあい・いきいきサロン、三世代交流などの「住民同士のふれあい・交流活動」（69％）、「見守り活動」（68％）となっています。

現在、県内の約93％の地区社協では、上の3つすべての活動が取り組まれています。また、すべての地区社協では、この3つの活動のうち、少なくとも1つは必ず取り組まれています。立ち上げ当初の地区社協では、まず、比較的取り組みやすいこの3つの活動すべてを進めていくことが当面の目標と言えるでしょう。

この3つの活動・事業以外では、配食サービスなどの「サービス提供」、地域全体での清掃活動などの「環境整備」、「各種研修講座」が全体の50％以上で取り組まれています。こうした事業が、次の段階と言えるでしょう。また、活動・事業のメニューについては、P32～を御参照ください。

活動内容の検討にあたっては、次のようなポイントがあげられます。

【Point】

- a. 住民が関心を持つ活動となっていること
  - \* 身近な課題となっていること
  - \* ニーズの緊急度、深刻度が伝わりやすいこと
  - \* 活動の必要性がわかりやすいこと
- b. 住民が参加しやすい活動と考えられること  
できるだけ多くの人たちが何らかの形で関わることが活動の充実や次の活動への広がりにつながります。
- c. 活動を通して当事者や地区の課題に接する機会が持てること  
少しずつであっても接する機会があれば、それを通して理解も深まっていきます。
- d. 他の活動につながりやすい活動であること  
最初は、小規模の活動であっても、広がったり、次の活動につながったりする可能性を持つものがよいでしょう。

(3) 「規約（会則）（案）」、「事業計画（案）」、「予算（案）」の作成

このような「地区社協設立準備委員会」での協議をもとに、「規約（会則）（案）」、「事業計画（案）」、「予算（案）」をまとめていきます。これらの様式については、参考資料編の「モデル規約（会則）」、「事業計画モデル」、「予算書モデル」が参考となります。

また、地区社協活動の財源は、住民の方々の会費、寄付金や補助金などによるもので、その使途については、高い透明性が求められます。その透明性の強化のために、「会計規則」などの整備が望ましいでしょう。「会計規則」については、参考資料編の「会計規則モデル（案）」を御参照ください。

(4) 地区社協の各団体・組織への理解促進

これまでの「地区社協設立準備委員会」での協議結果を具体的に地域に働きかけていくにあたり、どのような手順や役割分担で行っていくか検討する必要があります。

とくに、協議の進捗状況や決定事項について、単位自治会・町内会、地区民生委員児童委員協議会などの各構成組織・団体に持ち帰っていただいて理解を得たり、役割分担をして関係者に説明したりして、意見を集約し、理解促進を図ることが必要です。

なかでも、地区民生委員児童委員協議会活動と地区社協活動がどのような役割分担と共同を行っていくかについては、明確しておくこと今後の活動推進が効果的に図られるでしょう。

さらに、地区内に社会福祉施設が所在している場合は、地区社協の行事に施設利用者が参加したり、施設行事に地区住民が参加したりといった交流企画をもとにして、施設協働事業の実施につなげることも考えてみましょう。

#### (5) 地区社協の住民への理解促進、意見集約

地区社協設立準備委員会にて積み重ねられた協議により地区社協像が形付けられてきたら、これまでの協議内容について地区住民へ理解促進を図るとともに、意見集約を行い、住民に望まれる地区社協をめざしていく段階へと移ります。

住民への理解促進、意見集約の方法としては、次のものが考えられます。

##### ① 広報資料作成・配布

これまでの協議内容をもとに、地区の福祉の現状や地区社協の必要性を設立趣意書やチラシで作成し、配布します。(2)の住民福祉講座・住民座談会の案内も兼ねて行うことで、講座や懇談会に課題意識を持って参加することが期待されます。

##### ② 住民福祉講座・住民座談会の開催

既存の行事や活動を活用して(時間を取って)理解促進、意見集約を図る方法もありますが、テーマを地区社協について絞って住民福祉講座や住民座談会を開催した方がよいでしょう。

これまでの「地区社協設立準備委員会」での協議をもとに、地区の福祉の状況、地区社協の必要性、協議の概要、地区社協像(規約、財源や活動内容)について報告を行います。

そして、講座・懇談会でいただいた意見は集約し、「地区社協設立準備委員会」での協議を踏まえ、どのように対応したかを改めて広報資料などを作成・配布し、地区住民に報告することが理解を広げ、深めるために必要です。

##### ③ 出張説明の実施

「地区社協設立準備委員会」に参画いただけなかった(できなかった)団体・組織に対しては、必要に応じて、市町社協役職員、「地区社協設立準備委員会」メンバーで設立の説明と今後の協力依頼を行うことも必要でしょう。

#### (6) 地区社協の設立

設立にあたっては、構成メンバーでの総会を開催し、地区社協規約、役員、事業計画・予算等の決定を行います。

なお、設立総会の開催とあわせて地域住民にアピールし、身近なものと感じてもらうために、地域住民が参加できるような設立式やセレモニーを開催すると良いでしょう。

## 第3章

### 地区社協活動の発展・強化について

## 第3章 地区社協活動の発展・強化について

### 「地区社協発展・強化」編

すでに、各地域で行われている活動・事業も含まれていますが、今後、地区住民に望まれる地区社協となるために、今後の地区社協活動の発展・強化に向けてめざしていく、組織・事務局体制、財源、活動・事業についてメニュー（目標検討や項目）をあげています。各地区の実情に応じて、メニュー（検討項目）を確認しながら段階的、計画的な取り組みを進めていきましょう。

#### 1. 組織・事務局体制の発展・強化に向けて

住民や地域のニーズに対応していくため、そして、地区社協活動を幅広く地区住民の目に見えるものにしていくためには、組織の再編や地区社協独自の事務局整備が望まれます。

ここでは、住民参加のもとで地域の実情に応じた創意工夫あふれる地域福祉活動の実現、展開していくための地区社協組織・事務局体制を考えています。

##### （1）計画的、継続的に「福祉でまちづくり」を実現する体制づくりのために

###### ①「企画調整会議」の開催をすすめましょう。

地区社協の中には、「地区社協行事・イベントの企画、役割分担」や「各団体・組織の取り組みや行事・イベントの情報交換及び参加、協力、役割分担」を目的として「企画調整会議」、「企画部会」という名称の会議を月1回開催しているところがあります。

この会議には、地区社協の会長、副会長、事務局職員に加え、地域の実情に応じて民生委員・児童委員、自治会役員、福祉員など地区社協活動の実働メンバーが参加しており、定期的な開催と具体的な協議により計画的、継続的な地区社協活動の推進が図られています。

さらに、役員の役割分担（共同責任）による事務局運営や、各団体・組織の相互理解と協力体制の構築などの成果があがっています。

地区社協活動を1つの大きな流れとしてつなげ、積み重ねていくためにも、この「企画調整会議」の開催を積極的にすすめましょう。

###### ② 委員会・部会の積極的な開催を図りましょう。

現在、多くの地区社協では、テーマ別に設定した会議を「委員会」もしくは「部会」という名称で設置されています（例：広報委員会、高齢者部会、障害者部会…など）。

改めて「委員会」や「部会」の開催状況、そして地域の状況を振り返り、防災、防犯など地域の抱える課題を地域全体で解決するために、福祉分野以外の方に参画いただき、協働によって必要な活動やサービスを開発したり、ネットワークによる活動展開、課題解決を図ったりする「委員会」や「部会」開催の検討も必要でしょう。

③ 円滑な役員引き継ぎを実施しましょう。

地区社協の役員が交代する時には、継続的で円滑な活動推進を図るためにも引き継ぎを実施しましょう。(①の「企画調整会議」などを開催している場合は、会議の定期的開催が役員の引き継ぎにつながります。)

引き継ぎのポイントは、次のような項目に基づいて、これまでの会議の資料を整理して、簡単な引継書として渡すとよいでしょう。

【Point】

\* 当該地区社協のこれからの目標や課題の整理

これまでの事業計画書や事業報告書、委員会や部会の資料をもとに当面の目標、活動内容、現状課題、将来展望を整理して伝えていきましょう。

(「小地域福祉活動計画」を策定している地区社協では、この計画書が引き継ぎの資料となるでしょう。)

\* 基盤となる財源の説明

これまでの予算書・決算書をもとに、組織を支える財源の説明をしていきましょう。

(例) 会費、寄付金、市町社協補助金、行政補助金・委託金、自治会補助金、参加費、収益金 …など

④ 会計規則の整備を図りましょう。

地区社協活動の財源は、住民の方々の会費、寄付金や補助金などによるもので、その使途については、高い透明性が求められます。その透明性の強化のために、「会計規則」の整備が望ましいでしょう。

とくに、市(町)の委託事業を行ったり、公共施設の管理運営を行ったりする場合や実施しているサービスの利用料の徴収を行う場合は、「会計規則」の整備が必要です。

なお、「会計規則」については、参考資料編の「会計規則モデル(案)」を御参照ください。

⑤ 特定非営利活動(NPO)法人などの法人格の将来的な取得を検討しましょう。

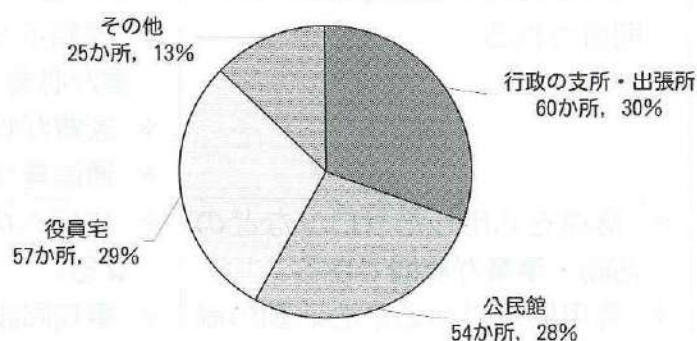
地区社協において市(町)の委託事業を行ったり、公共施設の管理運営を行ったりするところも出てきています。活動の公益性と透明性を確保するため、法人格を取得することも考えられます。将来的には、地区社協が地域の社会資源を活用し、さらに事業やサービスを展開していくことも予測され、その場合は、地区社協が法人格を取得することが必要となることも考えられます。

(2) 住民にわかりやすく、いつでもいける事務局整備

① 事務局専用スペース、独自拠点の確保について検討しましょう。

【参考：県内の状況】

地区社協の事務局設置場所



まず、県内の地区社協事務局設置場所の状況は、上のグラフのとおり、「行政の支所・出張所」、「公民館」が併せて約6割、「役員宅」が約3割、「その他」が約1割となっています。

「その他」の回答の中には、空き家や空き事務所（店舗）の活用、社協以外の他団体との事務局の共同運営、市町村社協事務局内に設置などが含まれています。

このほかにも、地区社協事務局（活動拠点）の設置場所として社会福祉施設、学校の余裕教室などが考えられるでしょう。

これらの事務局設置場所の設置上のメリット、デメリットは、次の表のとおりです。

今後は、市町村合併による行政の機構改革も見据えながら、今の事務局よりも住民にとって分かりやすい場所、集まりやすい場所、連絡の取りやすい場所、そして、自分たちの活動・事業が実現できる事務局専用スペース、独自拠点の確保について検討してみましょう。

| 設置場所                 | メリット                                                                                                                                                                                                | デメリット                                                                                                                                                                         |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 行政の<br>支所・出張所<br>公民館 | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 住民にわかりやすい。</li> <li>* 行政の職員に連絡調整の一端を担っていただくことが期待される。</li> <li>* 事務局設備の借用が期待される。</li> <li>* 行政の建物の中だから安心という住民の意識がある。</li> <li>* 家賃、通信費の免除が期待される。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 専用拠点ではないため活動の制約が多い。</li> <li>* 専用拠点ではないため個人情報の適切な保護が必要となる。</li> <li>* 土日、祝日等の活動は難しい。</li> <li>* 行政の人事異動や機構改革に事務局運営が左右される。</li> </ul> |

| 設置場所               | メリット                                                                                                                                  | デメリット                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 他の団体・組織の<br>空きスペース | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 他の団体・組織との共同での事務局運営が可能である。(連絡体制が整備される。)</li> <li>* 事務局設備、通信設備の共用が期待される。</li> </ul>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 専用拠点ではないため活動の制約が多い。</li> <li>* 専用拠点ではないため個人情報保護の適切な保護が必要となる。</li> <li>* 連絡を受ける事務局職員の配置が必要。</li> <li>* 家賃が必要な場合もある。</li> <li>* 通信費が必要となる。</li> </ul>                                                                          |
| 空き家・空き店舗           | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 拠点を活用したサロンなどの活動・事業が展開できる。</li> <li>* 専用拠点であるため活動の制約が少ない。</li> <li>* 土日・祝日等の活動が可能。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 住民への周知の工夫が必要となる。</li> <li>* 事務局設備の整備が必要。</li> <li>* 通信設備の整備が必要。</li> <li>* 連絡を受ける事務局職員の配置が必要。</li> <li>* 家賃が必要となる。</li> <li>* 通信費が必要となる。</li> </ul>                                                                          |
| 社会福祉施設             | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 入居型施設であれば、356日の事務局開設が可能。</li> <li>* 社会福祉施設との協働が期待される。</li> </ul>                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 専用拠点ではないため活動の制約が多い。</li> <li>* 専用拠点ではないため個人情報保護の適切な保護が必要となる。</li> <li>* 通信設備の整備が必要。</li> <li>* 家賃が必要な場合もある。</li> <li>* 連絡を受ける事務局職員の配置が必要。</li> </ul>                                                                         |
| 学校の余裕教室            | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 住民にわかりやすい。</li> <li>* 学校(教育分野)との協働への広がりが期待される。</li> </ul>                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 専用拠点ではないため活動の制約が多い。</li> <li>* 専用拠点ではないため個人情報保護の適切な保護が必要となる。</li> <li>* 事務局設備の整備が必要。</li> <li>* 通信設備の整備が必要。</li> <li>* 連絡を受ける事務局職員の配置が必要。</li> <li>* 家賃が必要な場合もある。</li> <li>* 通信費が必要となる。</li> <li>* 土日、祝日等の活動は難しい。</li> </ul> |
| 役員宅                |                                                                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 住民にわかりにくい。</li> <li>* 事務局となった役員に負担が集中する。</li> </ul>                                                                                                                                                                          |

③ 事務局設備・備品の整備、運営について振り返り、検討しましょう。

円滑な連絡調整のため、また、情報発信のため専用電話（回線）、FAX（回線）、パソコン（インターネット回線）、コピー機などの整備について検討しましょう。

整備や運営にあたっては、事務局設置場所や財源の課題がありますが、地区社協構成団体による負担金の徴収や予算積み立てなどの工夫を検討してみましょう。

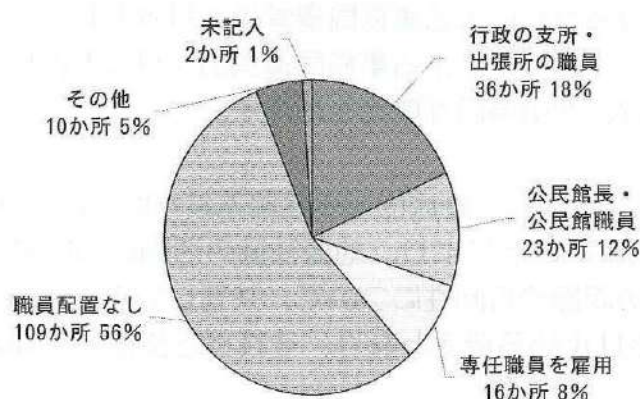
整備が難しい場合でも、役員の持ち出しによる事務局運営とならないように、一定の通信費や消耗品費などの支給などの配慮も検討しましょう。

（３）地区社協活動の推進を支え、円滑に展開するための事務局職員の配置

① 専任の事務局職員（事務職員、コーディネーター）の（複数）配置をめざしましょう。

【参考：県内の状況】

地区社協の事務局職員の配置状況



県内の地区社協の事務局職員（会議の設定や連絡調整等の事務を執行する人）の配置状況は、上のグラフのとおりとなっています。この配置状況は、事務局の設置場所によるところ（役員宅なら配置なし、支所なら行政職員…など）が大きくなっていることがうかがえます。

とくに、事務局職員の「配置なし」は56%にのぼり、こうした組織では、役員が直接事務を執り行い、連絡・調整、企画・立案、実施・運営まで一人で何役もこなしている現状もしばしば見受けられます。こうした状況から活動において中心となるリーダーがカリスマとなってしまうと、次につづく担い手が育たず（あんなにはできない、やりたくない）、リーダーがやめてしまうと活動が続かず停滞してしまうこともあるようです。

また、一部の特定の人に地区社協活動への負担がかかり、連絡・調整中心の活動であったり、多くの人の参加が得られず活動の広がりがなかったり、活動の停滞を招いていることも少なくないようです。

このように、事務局職員の配置なしの現状が地区社協活動の進展に与えるは大きいと言えます。調査結果にもあるように「専任職員を雇用（8%）」（平均勤務日数3.8日/週、配置費用（人件費）3万円/月）がもっとも望まれるところですが、財源上の問題な

どで実現が難しい地区社協も調査結果の予算規模からも伺えます。しかし、最も重要なことは、地区社協事務局の仕事を役割分担して行う体制づくりと、事務局に行くときせめて平日の朝9時から夕方4時くらいまでは誰かがいる（話せる、相談できる）状況づくりです。こうした状況づくりであれば、地区社協役員の選出区分は、すでに示したとおり地域活動の中心的な担い手であるので、見守り活動をローテーションで行うように交代で事務局に行き事務を執り行う、また、空きスペースや開放できる部屋があれば、フリースペース（ノンプログラム型）のサロン開催や事務局でミニ心配ごと相談所事業などを実施して、事務局に人が気軽に行ける、集える雰囲気づくり等の工夫が考えられます。

役割分担では、役員が事務局に勤務することができる日をカレンダーにそれぞれ記入する（いわゆる職安方式での）輪番制などで事務局運営を行うことも考えられます。

さらに、つぎの（４）で示しているような各種団体の共同運営による事務局員配置と人件費確保も考えられます。

#### 【役割分担（ローテーション）による事務局運営のメリット】

役割分担（ローテーション）による事務局運営のメリットとしては、実施前に十分な話し合いが必要ですが、次の項目が期待されます。

- \* 一人に負担が集中せずに、継続的な事務局運営が図ることができる。
- \* 事務局運営に関わることにより、地区社協の活動について理解が深まる。また、地区社協の今後の課題や方向性について、共有しやすくなる。
- \* 住民ニーズを受け止める機会となり、それらを整理し、課題解決する力をつけることができる。

このようなメリットにより、地区社協活動の活発化や住民主体の活動拠点としての展開が期待されます。

#### （４）一体的な活動展開・協働を見据えた福祉関係組織との連携強化

次にあげている４つの団体・組織は、地区内で小地域福祉活動を実践している中心的な存在と言えます。地区社協活動を推進する上では、これらの団体が個々に活動するのではなく、それぞれの団体・組織の特長を生かして連携・協働することによって、幅広い住民に対する活動展開や効果的な活動展開が期待されます。そのためには、地区社協への役員としての参画はもちろんですが、少なくともこの４つの団体・組織が、すでに示している「企画調整会議」などを通して協議を行い、お互いの事業・活動を理解するとともに、事業・活動の役割分担や一体的に企画・展開できるような仕組みを地区社協内でつくること、極めて重要です。

さらに、これらの団体・組織の地区事務局を地区社協内に設置するとともに、事務局員を共同で配置することにより、それぞれの団体・組織の円滑な連絡・調整、そして、団体・組織同士の円滑な連絡・調整が期待されます。

地区社協が中心となって、こうした連携・協働を深め、組織としての合意と決断力を高めることにより、新たな課題へのチャレンジにつながっていきます。

① 地区民生委員児童委員協議会との連携強化、及び役割分担を振り返りましょう。

民生委員・児童委員と社協が協働で行っている「ふれあいのネットワークづくり運動」をはじめ、地区民生委員・児童委員協議会と地区社協が効果的な地域福祉の推進を図っていくために、どのような役割分担と協働を行っていくかについて明確にする必要があります。

② 連合自治会(町内会連合会)との連携強化、及び役割分担を振り返りましょう。

自治会福祉部の設置(自治会による福祉活動の推進)のために、地区社協役員に連合自治会役員参画を進め、理解促進と活動、設置推進を図ることが必要です。

③ 小地区福祉員会との連携強化、組織化の支援を行いましょ。

民生委員・児童委員と福祉員との協働による活動展開、福祉員の資質向上に向けた取り組み推進のためにも、小地区福祉員会が組織化されている地区については、地区社協役員への参画や支援、組織化されていない地区については、組織化への協力や支援を行うことが求められます。

④ 老人クラブとの連携強化、及び役割分担を振り返りましょう。

老人クラブでは、「在宅福祉を支える友愛活動」を推進しており、現在では、「話し相手」を基本にして、「安否確認」、「外出援助」、「家事援助」、「生活援助」など暮らしを支え合う、高齢者相互の支援活動の取り組みを1単位老人クラブに1友愛チームの設置を目標に進められています。

## 2. 財源確保に向けて

はじめに（地区社協を取り巻く現状）で展望しているように、地区社協が自分たちの地域を守り、育んでいく活動主体となるためには、各地域の実情に応じた財源基盤強化の議論が必要となります。ここでは、いくつかの検討項目を提案していきます。

### （1）地区社協独自の会費の徴収

財政状況が厳しい中、地区社協に対する補助金、助成金が減少する中では、地区社協独自の会費徴収（すでに徴収している地区では会費額の増額）の検討が考えられます。

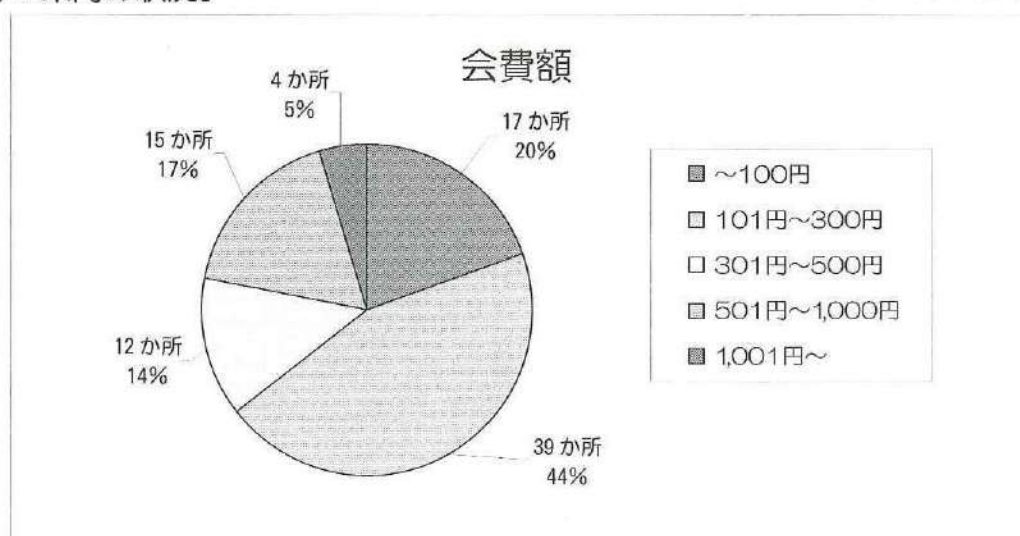
会費徴収（増額）にあたっては、地区社協内で、① 徴収（増額）が必要な背景、② 徴収（増額）した会費の使途（すでに徴収している地区ではこれまでの会費の使途）、③ 自治会連合会をはじめとした各関係団体・組織との合意形成の場面設定（役員会、臨時総会の開催など）、④ 住民の合意形成の場面設定（住民説明会の開催、広報紙での掲載など）、について具体的に構想し、綿密なスケジュール立ての上で行うことが必要です。

県内の地区社協独自の会費額（住民会費（一般会費））の状況は、次のグラフのようになり、その平均は、（1世帯あたり）412円となっています。設定する会費額については、世帯数や市町社協会費額など地区の状況により異なることと思いますが、1,000円を目標として検討していきましょう。

また、住民会費（一般会費）の設定と同時に、賛助会費（個人または団体役員等、年額〇,〇〇〇円以上を納入する者）、特別会員（法人または団体等、年額〇〇,〇〇〇円以上を納入する者）の設定についても検討を行いましょう。ちなみに、県内の状況としては、賛助会費は1,000円～2,000円程度、特別会費は、5,000円～10,000円程度が一般的です。

こうした地区社協独自会費の徴収により、組織・事務局体制、活動・事業の発展・強化を実現していきましょう。

#### 【参考：県内の状況】



## （２）香典返し等寄付金の受付

香典返し等寄付金の募集のポイントとしては、① 会費の徴収と同様に、何のために寄付し、どのように活用されるのか、寄付者側が意識できるような事業、活動、サービスメニューの提示を行う、②（寄付者の匿名希望がない限りは）寄付者のお名前と金額を広報紙に掲載する、③ 寄付金の活用方法について広報紙等で紹介する、などがあげられます。

## （３）活動・事業・サービス、行事・イベントによる収益の検討

地区社協において、住民参加型在宅福祉サービスをはじめとしたサービスの提供や施設・備品の貸し出しによる利用料の徴収、サロンなどでは必要実費の参加費の設定、バザーや福祉まつなどの行事・イベントによる活動費の確保などを検討、実施するなど事業収入につながる活動、事業、サービスはないかを常に検討し、財源づくりを構想することも必要です。

## （４）民間助成金の活用

民間助成金は、大きく分けて、ハード面（物品の購入や建物の改修など）、ソフト面（研修会・講座の開催や調査研究など）の２種類があります。とくに、ソフト面では、事業の企画力により選考が行われる場合もあります。

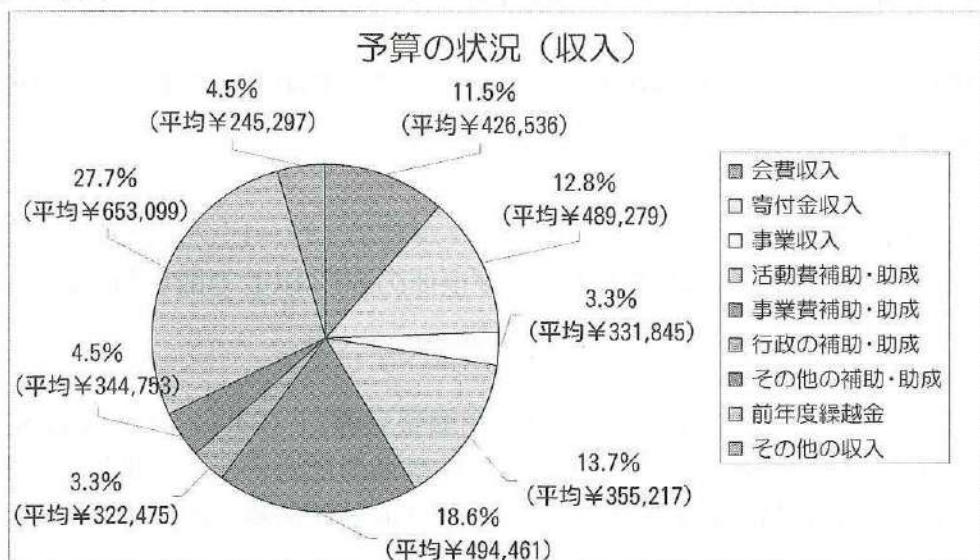
地区社協が対象となるものがあるかどうか、詳しくは、県市（町）社協の事務局に問い合わせてみましょう。

## （５）繰越金の活用による先駆的、モデル的、実験的事業の実施

次の地区社協の予算の状況（収入）のグラフにもあるように、地区社協の予算の約２８％を前年度繰越金が占めています。「災害時などの何かのときの備え」という考え方もありますが、これからの地区社協づくり（組織の再編、事務局の整備や強化、地域の課題に対応した事業の実施など）に向けた先駆的、モデル的、実験的事業への活用についても検討しましょう。

その成果により補助金の獲得や新たな利用料の徴収につなげていくことも考えられます。

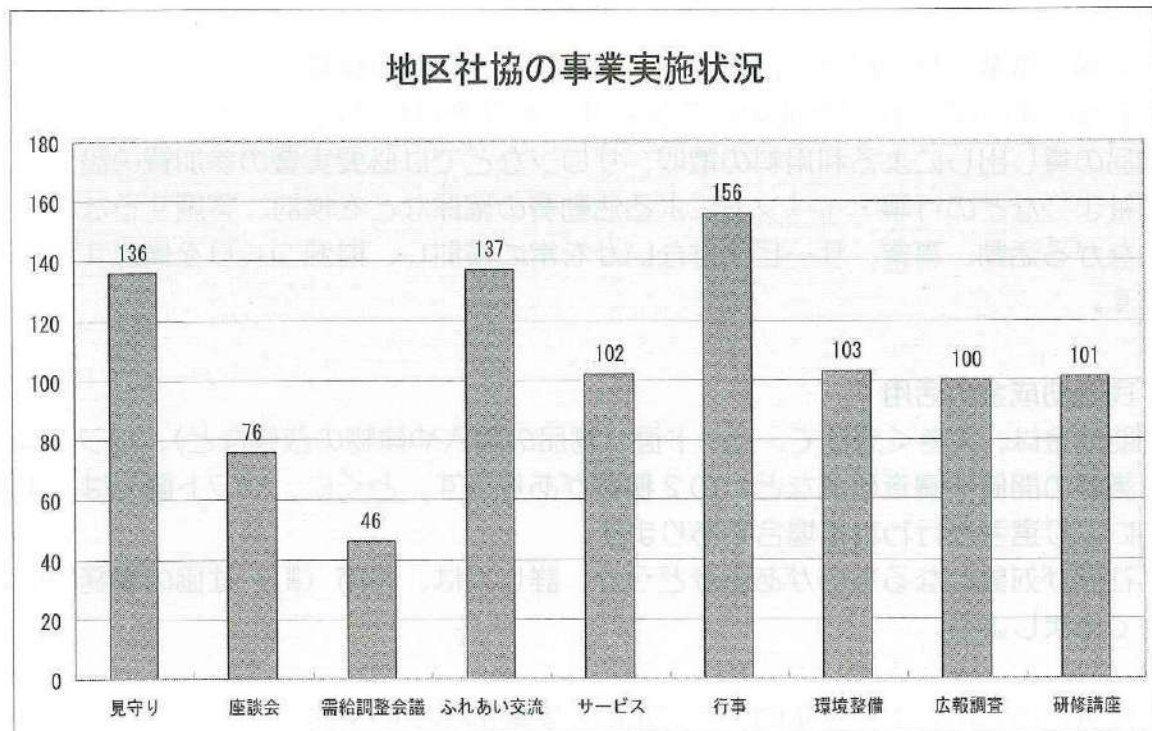
### 【参考：県内の状況】



### 3. 活動・事業の発展・強化に向けて

#### (1) 地区社協の活動・事業実施状況

【参考：県内の状況】



現在の地区社協の活動・事業実施状況（上のグラフ）を見ると、最も多いのは、敬老会をはじめとした「地域の行事」（79％）となっており、以下、ふれあい・いきいきサロン、三世代交流などの「住民同士のふれあい・交流活動」（69％）、「見守り活動」（68％）が続いています。

現在、県内の約93％の地区社協では、上の3つすべての活動が取り組まれています。また、すべての地区社協では、この3つの活動のうち、少なくとも1つは必ず取り組まれています。

こうした状況を鑑みて、まずこの3つの活動すべてを進めるとともに、その強化策を検討していきましょう。

この3つの活動・事業以外では、配食サービスなどの「サービス提供」、地域全体での清掃活動などの「環境整備」、「各種研修講座」が全体の50％以上で取り組まれています。こうした事業が、次の段階と言えるでしょう。

一方、「座談会」（39％）「こねっと会議（需給調整会議）」（23％）、「調査活動」などの話し合いの場を持ち、住民参加による地域福祉活動推進のためのニーズ把握、分析、検討を行う部分が弱くなっており、これから重点的な取り組みが必要と言えます。

現在、これらニーズに関する3つの活動すべてに取り組んでいる地区社協は、県内の約7%にとどまっています。しかしながら、これらの活動は、住民のニーズを把握し、活動を発展・強化したり、新たな活動、事業、サービスを立ち上げたりするために必要な活動と言えます。

地域のニーズを十分に把握し、これから必要な取り組みを検討していくためにも、これら3つの活動は、1つずつ意欲的に取り組むことが必要です。

## (2) 地区社協の活動・事業実施状況による「基礎活動」、「基本事業」、「発展事業」の設定

次に、地区社協の事業・活動展開について、活動実態をはじめ、制度や施策の動向、将来推計などを踏まえ、次のとおり「基礎活動」、「基本事業」、「発展事業」を設定しました。

まず、「基礎活動」は、地区社協設立の有無にかかわらず、多くの地域で日常的に実施されており、活動費を伴わない基礎的な住民や地域のニーズ把握につながる活動をあげています。

次の「基本事業」は、すでに設置されている多くの地区社協で取り組まれている内容で、地区社協設立当初に、まず取り組みを目標とする活動・事業としています。

最後に「発展事業」は、「基礎活動」や「基本事業」を通じて、さらに把握した住民や地区のニーズをもとに、地区社協活動の発展・強化のために取り組みが必要な活動・事業としてあげています。

なお、「基本事業」、「発展事業」は、事業費を伴い、地区社協の事業計画に基づいて実施するものとしています。

ただし、ここであげている「基礎事業」、「基本事業」、「発展事業」は、あくまでも県内での取り組み状況によって設定した「活動メニュー」としてお示ししています。すべて取り組む必要は、もちろんありません。

最も大切なことは、こうした活動を、地区社協立ち上げ準備期では「地区社協設立準備委員会」、地区社協立ち上げ後では、「役員会」、「委員会・部会」において協議を行い、日頃の活動や「住民座談会」などの住民の話し合い活動を通じて把握した各地域の実情に応じ、地区社協において取り組むべき活動（どのような活動を具体的、計画的に展開していくのかという活動ビジョン）を明確にし、取り組むことです。

さらに、ここでお示ししているような活動メニューを地域の実情に応じて設定し、市町社協から地区社協にモデル事業として提案し、重点的に事業を実施していくことも重要です。

(3) 事業分野別の「基礎活動」、「基本事業」、「発展事業」のメニュー設定

⇒ 別添「地区社協活動・事業メニュー一覧」参照

#### 0) 地区社協活動の基礎となる日常的なふれあい、支え合い活動（＝「基礎活動」）の推進

- ① あいさつ・声かけの実施によるふれあい活動の実施
- ② 活動の対象を一人暮らし高齢者などの一部の限られた人に限定するのではなく、福祉ニーズを持つ人すべてを対象者とした活動推進
- ③ ごみ出し、掃除、子守りなど地域の支え合いで困りごとの解決支援
- ④ 井戸端会議、日常的なたまり場の把握
- ⑤ ご近所の気になることの情報交換の実施

#### 1) 住民参加による小地域福祉活動の推進

- ① 小地域見守りネットワーク活動の取り組み 「基本事業」
- ② こねっと会議（見守り関係者の情報交換）の開催 「基本事業」
- ③ ふれあい・いきいきサロン（対象別、多世代交流、毎日型、フリースペース型）の実施、支援 「基本事業」
- ④ 三世代交流事業、地域交流事業の実施、支援 「基本事業」
- ⑤ 敬老会、福祉まつりなどの行事・イベントの支援、開催 「基本事業」
- Ⅰ 需給調整会議（ケース検討会議）の開催 「発展事業」
- Ⅱ 住民の支え合いマップづくりの推進 「発展事業」
- Ⅲ 自治会福祉部の設置促進、自治会福祉部への支援 「発展事業」
- Ⅳ 子育て支援活動（子育てサロン、児童クラブ支援）の実施、支援 「発展事業」

#### 2) 住民参加による福祉サービスの提供

- ① 配食（会食、配達）サービスなどのサービスの提供 「基本事業」
- Ⅰ 住民参加型在宅福祉サービスの実施 「発展事業」
- Ⅱ 地域通貨の実施 「発展事業」
- Ⅲ コミュニティビジネスの実施 「発展事業」
- Ⅳ 総合・循環型地域福祉サービス（地域福祉型福祉サービス）の実施 「発展事業」

### 3) 身近な地域の総合相談・ニーズキャッチ体制の整備

- ① 地区民生委員児童委員協議会（民生委員・児童委員、主任児童委員）との連携強化 基本事業
- ② 福祉員（友愛訪問員）による相談活動の強化 基本事業
- ③ 民生委員・児童委員と福祉員との話し合い活動 基本事業
- ④ 老人クラブの実施する友愛訪問活動との連携・協働 基本事業
- ⑤ 地区内の関係機関（社会福祉施設、在宅介護支援センター、行政機関など）との連携 基本事業
- I 小地区福祉員会の設立、支援 発展事業
- II 当事者組織・団体との連携 発展事業
  - \* 在宅介護者の会                      \* 認知症を支える会
  - \* 一人暮らし高齢者の会、二人暮らし高齢者の会
  - \* 障害者の地域行事への参加促進、家族との懇話会の開催      … など
- III 地区社協での相談窓口（ミニ心配ごと相談所）の開設 発展事業

### 4) 緊急時・災害時の支援体制の整備

- ① 地区社協、地区民生委員児童委員協議会、自主防災組織、連合自治会などの関係組織との連携強化 基本事業
- I 日常の活動における緊急時の支援体制の想定 発展事業
  - \* 緊急連絡表の整備
  - \* 急病、徘徊など緊急時の予防策の整備
- II 災害時の支援体制の想定 発展事業
  - \* 日常の活動をもとに、災害種別（地震、台風・水害、火事など）で対応を想定
  - \* 災害マニュアルの整備、防災訓練の実施
- III 日常活動の中での防犯・防災活動の取り組み 発展事業
  - \* 防犯ボランティアグループ、子ども見守り隊への支援、組織化
  - \* 警察、消防との連携強化と住民への呼びかけ

### 5) ボランティア活動の推進

- I ボランティアグループの育成・支援 発展事業
- II 様々なボランティア活動プログラムの提案と実施による養成 発展事業
  - \* 生活支援（移送、家事援助、傾聴、お話し相手）を支えるボランティア活動の展開
  - \* シニアボランティア（定年退職者、定年退職予備軍）活動の展開
  - \* ジュニアボランティア（学校での福祉教育との連携）活動の展開
- III 地区社協の地域ボランティアセンター化の推進 発展事業
  - \* ボランティア希望者とボランティア活動者の相談、助言、調整

## 6) 住民への課題把握・解決策検討の場の提供、福祉学習・啓発活動の推進

- ① 研修会・講座への参加 基本事業
- ② 関係者での学習会・勉強会の開催 基本事業
  - I 研修会・講座の開催 発展事業
  - II 住民座談会の開催 発展事業
  - III 地域福祉推進大会の開催 発展事業
  - IV 生涯現役社会づくり（生涯学習・福祉教育）の推進 発展事業
    - \* 身近な地域で、年齢に応じて参加できる取り組みづくり
    - \* 生きがい、社会参加の促進に向けた講座の開催

## 7) 様々な媒体を通じた情報発信

- ① 広報誌（地区社協だより）の発行 基本事業
  - I パンフレットの作成 発展事業
  - II ホームページの作成 発展事業
  - III コミュニティ誌、ケーブルテレビなど地域密着型メディアの活用 発展事業

## 8) 小地域単位での福祉活動の総合的な企画・調整の推進

- ① 企画調整会議の実施 基本事業
  - I 中長期的な活動展開のビジョンづくり 発展事業
    - \* 「小地域福祉活動計画」の策定、見直し
  - II 様々な社会資源との連絡調整、協働による活動展開 発展事業
    - \* 福祉施設協働事業の実施  
（施設連絡会の開催、施設行事への参加など情報交換の場づくり）
    - \* 協働による事業企画・開発、展開の検討＝プラットフォーム（企画開発会議）の開催（これまで地区社協と関係の薄い機関・団体との連携強化に向けた活動展開）
  - III 地域で実施する活動の総合的な調整と運営 発展事業
  - IV 地域の実情や住民ニーズなどに関する調査研究（住民意識調査などの実施）  
発展事業
  - V 市町社協・市町行政への意見具申・政策提言 発展事業

#### （４）新しい活動・事業に挑戦するための見直しポイント

地域が抱える課題の察知と課題に対応した計画的な活動の展開に向けて、活動・事業見直しのポイントとしては、次のものがあげられます。地区社協での話し合いの際に留意するようにしましょう。

- ① 現状の活動・事業が、どのような目的で、どのような効果があるのか？
- ② 現状の活動・事業をより発展、強化するためには、どのような活動が必要か？
- ③ マンネリ化した活動・事業は、どのようにするのか？
- ④ 新たな地域課題を見逃していないか？どうすれば把握できるか？
- ⑤ 活動・事業に参加しているメンバーの気持ちは一致しているか？

# 地区社協活動・事業メニュー一覧

※ 基礎活動…活動費を伴わないもの。

※ 基本事業・発展事業…事業費を伴い、地区社協の事業計画に基づいて実施するもの。

| 分野・項目                                | 事業区分 | 基礎活動                                                                                                                | 基本事業                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 発展事業                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------------------------------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 住民参加による小地域福祉活動の推進                |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 活動の対象を一人暮らし高齢者等の一部の限られた人に限定するのではなく、地域において福祉ニーズを持つ人すべてを対象とした活動推進</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 小地域見守りネットワーク活動の取り組み</li> <li>* こねっと会議（見守り関係者の情報交換）の開催</li> <li>* ふれあい・いきいきサロン（対象別多世代交流、毎日型、フリースペース型）の支援</li> <li>* 三世代交流、地域交流の実施、支援</li> <li>* 敬老会、福祉まつりなどの行事・イベントの支援、開催</li> </ul>                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 需給調整会議（ケース検討会議）の開催</li> <li>* 住民の支え合いマップづくりの推進</li> <li>* 自治会福祉部の設置促進、自治会福祉部への支援</li> <li>* 子育て支援活動（子育てサロン、児童クラブ支援）の実施、支援</li> </ul>                                                                                |
| (2) 住民参加による福祉サービスの提供                 |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>* ごみ出し、掃除、子守りなど困りごとの地域の支え合いによる解決</li> <li>* ご近所の気になることの情報交換の実施</li> </ul>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 配食（会食、配達）サービスなどのサービスの提供</li> </ul>                                                                                                                                                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 住民参加型在宅福祉サービスの実施</li> <li>* 地域通貨の実施</li> <li>* コミュニティビジネスの実施</li> <li>* 総合・循環型地域福祉サービス（地域福祉型福祉サービス）の実施</li> </ul>                                                                                                   |
| (3) 身近な地域の<br>総合相談・ニーズキャッチ体制の整備      |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>* あいさつ・声かけの実施によるふれあい活動の実施</li> <li>* 井戸端会議、日常的なたまり場の把握</li> </ul>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 地区民生委員児童委員協議会（民生委員・児童委員、主任児童委員）との連携強化</li> <li>* 福祉員（友愛訪問員）による相談活動の強化</li> <li>* 民生委員・児童委員と福祉員との話し合い活動</li> <li>* 自治会（町内会）連合会、単位自治会（町内会）との連携強化</li> <li>* 老人クラブの実施する友愛訪問活動との連携強化</li> <li>* 地区内の関係機関（社会福祉施設、在宅介護支援センター、行政機関など）との連携</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 小地区福祉員会との設立</li> <li>* 地区社協での相談窓口（ミニ心配ごと相談所）の開設</li> <li>* 当事者組織・団体との連携</li> </ul>                                                                                                                                  |
| (4) 緊急時・災害時の支援体制の整備                  |      |                                                                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 地区社協、地区民生委員児童委員協議会、自主防災組織、連合自治会などの関係組織との連携強化</li> </ul>                                                                                                                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 日常の活動における緊急時の支援体制の想定</li> <li>* 災害時の支援体制の想定</li> <li>* 日常活動の中での防犯・防災活動の取り組み</li> </ul>                                                                                                                              |
| (5) ボランティア活動の推進                      |      |                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>* ボランティアグループの育成・支援</li> <li>* 様々なボランティア活動プログラムの提案と実施による養成</li> <li>* 地区社協の地域ボランティアセンター化の推進</li> </ul>                                                                                                                 |
| (6) 住民への課題把握・解決策検討の場の提供、福祉学習・啓発活動の推進 |      |                                                                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 研修会・講座への参加</li> <li>* 関係者での学習会・勉強会の実施</li> </ul>                                                                                                                                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 研修会・講座の開催</li> <li>* 住民座談会の開催</li> <li>* 地域福祉推進大会の開催</li> <li>* 生涯現役社会づくり（生涯学習・福祉学習）の推進</li> </ul>                                                                                                                  |
| (7) 様々な媒体を通じた情報提供                    |      |                                                                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 広報紙（地区社協だより）の発行</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>* パンフレットの作成</li> <li>* ホームページの作成</li> <li>* コミュニティ誌、ケーブルテレビなど地域密着型メディアの活用</li> </ul>                                                                                                                                  |
| (8) 小地域単位での福祉活動の総合的な企画・調整の推進         |      |                                                                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 企画調整会議の実施</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>* 「小地域福祉活動計画」の策定、見直し</li> <li>* 福祉施設協働事業の実施</li> <li>* 協働による事業企画・開発、展開の検討＝プラットフォーム（企画開発会議）の開催</li> <li>* 地域で実施する活動の総合的な調整と運営</li> <li>* 地域の実情や住民ニーズなどに関する調査研究（住民意識調査などの実施）</li> <li>* 市町社協・市町行政への意見具申・政策提言</li> </ul> |

## 第4章

これからの地区社協活動の  
イメージ、方針について

## 第4章 これからの地区社協活動イメージ、方針について

～住民が自立して、安心して暮らすことができる

「福祉でまちづくり」を実現するために ～

### 1. これからの地区社協のイメージ

「住民の抱える生活・福祉課題に基づいて、住民自身が新たに活動・事業・サービスを企画し、実施する」— これからの地区社協のイメージとしては、次のとおりです。

#### (1) 住民が主役の支え合い活動の展開

地域では、ひとり暮らしのお年寄りを訪ねて井戸端会議に花を咲かせたり、小さい子どもを持つ両親に自分の子育て経験を話してアドバイスしたり、ごみの分別収集がよくわからず、うまくできていない方を手伝ったりするなど、自然な支え合い、助け合いが行われています。

このように、地域で生活する住民同士で、大人も子どももお年寄りも日頃から声を掛け合ったり、友愛訪問したりしながら、日常生活の様々な場面で、隣近所同士でお互いに見守ったり、気を配ったりしながら、日々の生活が営まれています。

また、単位自治会（町内会）の集会所や自宅を開放した「ふれあい・いきいきサロン」が開催され、集まった方々でお茶を飲んだり、ご飯を食べたりしながら、楽しい時間を過ごしています。

夜になると、仕事から帰ってきた方々も集まって「住民座談会」を開催し、地域の良いところを見つけて伸ばしていくような取り組みや、地域の中での困りごと、気になることをみんなで話し合ったり、行政や社協などから福祉のことについて説明を聞いたりしています。

このように、身近なご近所エリアの中で、住民が主役となった声かけ運動、支え合い活動が地区社協の支援によって取り組まれています。

#### (2) 多様な福祉活動の企画・実施

地区社協では、地域福祉コーディネーターが常勤で配置されており、住民から寄せられる様々な相談、要望に対応しています。

住民から寄せられる生活・福祉課題に対しては、小地域見守りネットワーク活動や様々な福祉サービスを組み合わせて、民生委員・児童委員や自治会長（町内会長）、福祉員、老人クラブ会員などの関係者、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、社会福祉施設などの専門職とも協力しながら、個々の生活・福祉課題沿ったきめ細かい支援を提供する仕組みを作ります。

また、「ボランティア活動をしたい」や「地域の活動に参加したい」という住民の声に対しては、ボランティア団体や社会福祉施設、単位自治会（町内会）などと協力しながら、その人の都合や希望に合った活動に参加できるようにコーディネートします。

このように、住民からの相談や要望を受け止め、具体的な支援活動を蓄積することにより、その地区で必要とされているサービスや支援活動を企画、実施、運営しています。

例えば、ある地区では、保育園や幼稚園に入園前の子どもとその親の交流の場がないということがアンケート調査でわかり、子育て支援関係者がネットワークを構築し、協議や折衝を重ね、空き家を拠点とした「子育てサロン」の開設につなげました。

サロンの開設により、地域での子育ての状況が地域全体の課題として捉えられ、児童委員や母子保健推進員などの関係者のみならず、サロンに参加していた母親が担い手となったり、高齢者が子どもの見守りをしたり、地域ぐるみの子育て支援に発展し、世代間交流につながっています。

またある地区では、公共交通機関などの移動手段に恵まれず、自家用車の運転ができない高齢者が買い物や通院などの日常生活に支障をきたしているという声が、住民座談会で相次ぎました。これを受けて、地区社協関係者で協議を重ね、移送サービスの創設に至っています。

サービスの創設により、多くの住民の課題でもあった移動手段が確保されることとなり、現在では、多くの住民ボランティアの協力により運営されています。また、サービスの運営を住民同士が協力して行うことによって、これまでも増して、助け合いの機運が高まっています。

こうした、住民に身近な地域の中でサービスや支援活動を住民とともに、利用できる、利用しやすい仕組みづくりを進めています。

### （３）地区社協事務局は住民のサロン

地区社協は、独自の拠点を持っており、いつでも開放され、住民の交流拠点、まさにサロンとなっています。ここにすれば、地域の様子や気になること、困りごとについて情報交換したり、相談したりできるので、たえず人が集まってきます。また、地区社協では、民生委員・児童委員、福祉員などの関係者、社会福祉施設をはじめとした関係機関や専門職などと協力しながら、支援を必要する方々の支援やサービスの調整、独自サービスの実施を行っていますので、こうした関係者も頻繁に出入りしています。

事務局には、常勤の職員（＝地域福祉コーディネーター）が複数配置されており、事務処理、連絡調整、企画を担っています。これにより、地区社協事務局が住民サロンとなるともに、関係者や専門職との協働が進み、様々な企画や独自サービスの実施が円滑に進んでいます。

このように、地区社協が人と人、人と活動・サービスをつなぐ、地域福祉ステーションとして住民にとってなくてはならない身近なものとなっています。

## 2. これからの地区社協の取り組み方針

それぞれの地区ごとに、住民の主体的参加による、地域の課題に対応した独自の活動展開を図り、「住み慣れた地域で、誰もが、安心して、豊かに、暮らし続けることができるまちづくり」を実現していくために、改めて、今後の地区社協活動の取り組み方針をまとめました。

### (1) 住民と生活・福祉課題との多様な「出会いの場」を設定する

人と人との豊かなつながりの再構築を図るとともに、地域における様々な生活・福祉課題を発見し、それらについて住民が自らの地域全体の課題として、また、自らにも現在、将来にかかわらず関係する課題として捉え、多様性や異質性に対する理解や共感する力を高めていくためには、地域の中で多様な生活・福祉課題との「出会いの場」を意図的に設定することが必要です。

具体的な生活・福祉課題との「出会いの場」の設定としては、次のようなものが考えられます。

- \* あいさつ、声かけの実施によるふれあい活動
- \* ふれあい・いきいきサロンの開設（とくに常設型、共生型サロンの開設）
- \* 高齢者・障がい者・子育てなどの分野別サロンと地域住民との交流
- \* 三世代交流会、福祉まつりなどの地域交流行事の実施
- \* 住民支え合いマップづくり
- \* 住民福祉講座をはじめとした講座・研修会の開催
- \* 自治会・町内会活動と福祉活動の一体的な展開（自治会・町内会福祉部活動）の実施
- \* 住民座談会の実施
- \* 地区社協独自での拠点の整備と住民への開放 … など

### (2) 生活・福祉課題を解決するために住民参加による「協働の場」を設定する

地域の中での多様な「出会いの場」によって発見、共有、蓄積された個別・具体的な生活・福祉課題に対して、住民同士の助け合いをよりよく機能させ、解決に向けて取り組んでいくためには、住民や関係者、組織・団体、専門職が相互の信頼関係をもとに、その必要性を理解し、役割分担する「協働の場」を設定することが必要です。

とくに、在宅での生活（＝住み慣れた地域で暮らし続けること）を実現するためには、身近な地域において継続的な支え合いの体制を整備することが必要であり、そのためには、専門職によるサービス提供だけではなく、地域住民、ボランティアが行う活動が相互に支え合う（＝協働する）ことがとても大切です。

「協働」とは、「異なる立場や特徴を持った人々、組織・団体が、互いに対等な立場で、それぞれ特徴を活かし合いながら物事を進め、単独で物事を行うよりも相乗効果が生まれるもの」です。

「協働」には、次の6つの原則がありますので、実際に地域で「協働」によって活動・事業を進める際の留意点と言えるでしょう。

#### ① 目的共有

協働することで、地域に対してどのような効果・利益がもたらされるかをしっかり共有し、将来像を描くことが必要です。

⇒ 「何のために協働するのか？（目的）」を事前にしっかり話し合い、確認することで、協働によって得られるメリットが明確になります。

#### ② 相互理解

個人や組織・団体の理念・大切にしていることをよく理解することが必要です。

⇒ 特性を理解し合うことで、役割分担も明確になり、スムーズに事業を展開することができます。また、理解し合うだけでなく、お互いの領域を尊重することも大切です。

#### ③ 対等

ともに活動・事業などに取り組む際、上下ではなく、横の関係（対等な関係）の中で物事を進めることが必要です。

⇒ 対等な中で、お互いに自由な意見や案を出し合うことで、一人・単独では浮かばなかった発想やアイデアなどが生まれるなど、相乗効果が期待できます。

#### ④ 自主性尊重

お互いの持っている特性・長所を最大限活かし合うことが必要です。

⇒ 異なる組織同士であればなおさら、考え方や物事を進めるときの手法・スピードが違うのは当然です。それらを踏まえた上で、双方の前向きな取り組みに着目していく姿勢が必要となります。

#### ⑤ 自立化

継続的な活動展開ができるように、将来的なビジョンを明確に持つとともに、協働する相手とは、常に自立した存在としてお互いを意識し、依存・癒着関係に陥らないようにすることが必要です。

⇒ 協働終了後にも、お互いがより一層豊かな活動を展開していくために、協働経験を糧として育ち合うという視点を持つことが大切です。

#### ⑥ 公開

協働関係を結んでいるそれぞれの関係が、常に開かれた状態であることが必要です。

⇒ 途中経過や結果をきちんと住民などに報告し、成果や課題を発信していくことも大切です。また、それらの情報を公開することによって、より有力な協力（支援）者を得るなど、戦略的な公開も必要です。

具体的な「協働の場」の設定としては、次のようなものが考えられます。

- \* 小地域見守りネットワーク活動の実施
- \* 生活支援活動の実施
- \* (防犯・防災など) 安心・安全のまちづくり運動の展開
- \* 地区社協事務局職員(地域福祉コーディネーター)の配置による協働活動の企画
- \* 住民参加型在宅福祉サービスの実施
- \* 福祉施設協働事業の実施
- \* 空き家、空き店舗、福祉施設、余裕教室などを活用した地域の拠点づくりと活用プログラムの検討

… など

(3) 生活・福祉課題を共有し、地域の総合力を発揮するための「協議の場」を設定する  
地域の中の多様な「出会いの場」やそこから発展した「協働の場」が生まれ、ネットワークによる活動が展開されてくると、それらの活動をつなぎ合わせたり、活動同士の調整を行ったりする必要性が生じてきます。また、それぞれの活動団体・組織が抱えている課題、把握している課題を共有し、地域全体の課題を認識し合うためには、「協議の場」を設定することが必要です。

「協議の場」では、個々の活動から見えてきた課題や「協議の場」だけでは解決できない課題を協議し、具体的な活動間の調整や、新たな活動・事業やサービスを企画し、実施します。

具体的な「協議の場」の設定としては、次のようなものが考えられます。

- \* 地区社協での企画調整会議(=会議・行事調整のための協議の場)の実施
- \* こねっと会議(需給調整会議)の実施
- \* 地区社協での企画開発会議(=地域課題の解決を目的として、活動・事業・サービス開発のための協議の場)の実施
- \* ボランティア団体やふれあい・いきいきサロンの担い手交流会の実施
- \* 福祉施設との連絡会の実施
- \* 住民座談会における協議
- \* 小地域福祉活動計画の策定

… など

このように、「出会いの場(=生活・福祉課題の発見・把握)」、「協働の場(=生活・福祉課題解決のための具体的な取り組み)」、「協議の場(=活動・事業・サービスの調整、多様な活動主体間の協議による課題の解決、新たな活動・事業・サービスの開発)」を組み合わせながら、地域の生活・福祉課題に対応した多様な活動展開を図ることが求められています。

## 参考資料

### 地区社協活動を取り巻く情勢・動向

- ◇ 地区社協設置までのスケジュール（案）
- ◇ モデル様式集
  - 〔 事業計画、予算書、事業報告、決算書、  
規約（会則）、会計規約 〕
- ◇ 山口県内の地区社協活動の現状について

## 地区社協設立までのスケジュールの例

地区社協設立までのスケジュール立てのポイントとしては、次のものがあげられます。

### (1) 地区社協設立の目標時期を定めましょう！

手間をかけながらも、目標を定めて計画的に議論をして、住民の顔が見える、活動が地域住民に見える、いきいきとした地区社協をつくりましょう。

### (2) 地区社協設立スケジュールを明らかにしましょう！

地区社協を設立するために、協議・実施する内容（プロセス）を洗い出します。各作業（プロセス）を実施するための期間を決め、スケジュールを立てましょう。

| 手 順 | 実施時期 | 作業項目                              | 内 容                                           |
|-----|------|-----------------------------------|-----------------------------------------------|
| 1   | 5月   | 市（町）社協理事会での設置方針決定                 | 設置方針の提案と決定                                    |
| 2   | 6月   | 地区社協設置区域の設定<br>各組織・団体への説明         | 市（町）社協による方針提案と地区内の各関係者の同意                     |
| 3   | 7月   | 地区社協設立準備委員会の設置<br>地区社協設立準備委員会の開催① | 委員の選出<br>先進地視察                                |
| 4   | 8月   | 地区社協設立準備委員会の開催②                   | 役員構成の検討<br>協議体制の検討                            |
| 5   | 9月   | 地区社協設立準備委員会の開催③                   | 財源確保（会費徴収、補助金など）の検討                           |
| 6   | 10月  | 地区社協設立準備委員会の開催④                   | 拠点の設置場所の検討<br>設置に向けた関係機関との調整<br>事務局職員設置の検討    |
| 7   | 11月  | 地区社協設立準備委員会の開催⑤                   | 活動・事業メニューの検討                                  |
| 8   | 11月  | 住民座談会の開催                          | 地域住民の声を拾いあげる<br>（地域性に応じて複数地域での開催を検討する。）       |
| 9   | 1月   | 地区社協設立準備委員会の開催⑥                   | 住民座談会の総括<br>これまでの検討内容の修正<br>規約（会則）、事業計画・予算の作成 |
| 10  | 2月   | 地区社協設立準備委員会の開催⑦                   | 住民への広報方法の検討・実施<br>設立式、設立総会について                |
| 11  | 3月   | 設立式、設立総会の準備                       |                                               |
| 12  | 4月   | 理事会（役員会）の開催<br>設立式の開催<br>設立総会の開催  | 役員の決定、事業計画・予算の決定                              |

## 平成◇◇年度 ○○地区社会福祉協議会事業計画 モデル（案）

【基本目標】 ← 地区の現況、動向、課題をもとに目標を記入します。

「住み慣れた地域で、誰もが、安心して、豊かに、暮らし続けられるまちづくり」の推進を目的に次の事業を行う。

【重点項目】 ← 当年度で重点的に取り組みの必要な内容を列挙します。

1. ふれあい・いきいきサロンの設置推進
2. 地区社協活動の理解促進
3. 活動財源の確保

### 【事業の推進】

#### 1. 会議の開催

- |         |     |
|---------|-----|
| (1) 総 会 | 年1回 |
| (2) 役員会 | 年3回 |
| (3) 監 査 | 年1回 |
| (4) 部 会 | 年3回 |

#### 2. 調査・広報活動

- |                |     |
|----------------|-----|
| (1) 地区社協だよりの発行 | 年4回 |
|----------------|-----|

#### 3. 交流活動

- |                      |     |
|----------------------|-----|
| (1) ふれあい会食会の開催       | 年3回 |
| (2) ふれあい・いきいきサロンへの支援 |     |
| (3) 敬老会の開催           | 年1回 |

#### 4. 研修・学習活動

- |               |  |
|---------------|--|
| (1) 住民福祉講座の開催 |  |
| (2) 各種研修会への参加 |  |

#### 5. 小地域福祉活動

- |                       |  |
|-----------------------|--|
| (1) 小地域見守りネットワーク活動の展開 |  |
| (2) こねっと会議の開催         |  |

# 平成◇◇年度 ○○地区社会福祉協議会 予算書 モデル（案）

（単位：円）

## 【収入の部】

| 科 目       | 前年度予算額 | 今年度予算額 | 差引増減 | 説 明 |
|-----------|--------|--------|------|-----|
| 地区社協独自会費  |        |        | 0    |     |
| 市町社協会費還元金 |        |        | 0    |     |
| 市町社協補助金   |        |        | 0    |     |
| 収益金       |        |        | 0    |     |
| 寄付金       |        |        | 0    |     |
| 預金利子      |        |        | 0    |     |
| 雑収入       |        |        | 0    |     |
|           |        |        | 0    |     |
|           |        |        | 0    |     |
| 前年度繰越金    |        |        | 0    |     |
| 合計額       | 0      | 0      | 0    |     |

## 【支出の部】

| 科 目    | 前年度予算額 | 今年度予算額 | 差引増減 | 説 明    |
|--------|--------|--------|------|--------|
| 事業費    |        |        | 0    | （ ）事業費 |
|        |        |        |      | （ ）事業費 |
|        |        |        |      | （ ）活動費 |
|        |        |        |      | （ ）活動費 |
| 事務費    |        |        | 0    | 通信費    |
|        |        |        |      | 消耗品費   |
|        |        |        |      | 事務所経費  |
|        |        |        |      | その他    |
| 調査・広報費 |        |        | 0    |        |
| 研修費    |        |        | 0    |        |
| 会議費    |        |        | 0    |        |
| 渉外費    |        |        | 0    | 慶弔費    |
|        |        |        |      | 渉外費    |
| 備品費    |        |        | 0    |        |
| 助成金    |        |        | 0    | （ ）助成金 |
|        |        |        |      | （ ）助成金 |
|        |        |        |      | （ ）助成金 |
| 会 費    |        |        | 0    |        |
| 雑 費    |        |        | 0    |        |
| 予備費    |        |        | 0    |        |
| 次年度繰越金 |        |        | 0    |        |
| 合計額    | 0      | 0      | 0    |        |

## 平成◇◇年度 ○○地区社会福祉協議会事業報告 モデル（案）

【基本目標】 ← 地区の現況、動向、課題をもとに目標を記入します。

「住み慣れた地域で、誰もが、安心して、豊かに、暮らし続けられるまちづくり」の推進を目的に次の事業を行った。

【重点項目】 ← 当年度で重点的に取り組みの必要な内容を列挙します。

1. ふれあい・いきいきサロンの設置推進
2. 地区社協活動の理解促進
3. 活動財源の確保

### 【事業の推進】

#### 1. 会議の開催

##### (1) 総 会（年1回）

○月○日、会場名、○名参加、主な議題

##### (2) 役員会（年3回）

○月○日、会場名、○名参加、主な議題

##### (3) 監 査（年1回）

○月○日、会場名、○名参加、主な議題

##### (4) 部 会（年3回）

○月○日、会場名、○名参加、主な議題

#### 2. 調査・広報活動

##### (1) 地区社協だよりの発行（年4回）

○月、○月、○月、○月発行、全戸（○部）配布

#### 3. 交流活動

##### (1) ふれあい会食会の開催（年3回）

第1回：○月○日、第2回：○月○日、第3回：○月○日

##### (2) ふれあい・いきいきサロンへの支援

① ふれあい・いきいきサロンの実施（5サロン）

② ふれあい・いきいきサロン交流会の開催（年2回）

第1回：○月○日、第2回：○月○日

##### (3) 敬老会の開催（年1回）

9月15日 公民館にて開催。85名参加

#### 4. 研修・学習活動

- (1) 住民福祉講座の開催    ○月○日    公民館    △△名参加  
講義「○○の推進と今後の課題について」  
講師：○○社会福祉協議会 福祉活動専門員    □◇ ○△
- (2) 各種研修会への参加  
「□□研修会」    ○○市    ○名参加  
「△△講座」    □□市    ○名参加

#### 5. 小地域福祉活動

- (1) 小地域見守りネットワーク活動の展開（35ネットワーク）
- (2) こねっと会議の開催（年4回開催）  
第1回：○月○日、第2回：○月○日、第3回：○月○日、第4回：○月○日

平成◇◇年度 ○○地区社会福祉協議会 決算書 モデル（案）

（単位：円）

【収入の部】

| 科 目       | 前年度決算額 | 今年度決算額 | 差引増減 | 説 明 |
|-----------|--------|--------|------|-----|
| 地区社協独自会費  |        |        | 0    |     |
| 市町社協会費還元金 |        |        | 0    |     |
| 市町社協補助金   |        |        | 0    |     |
| 収益金       |        |        | 0    |     |
| 寄付金       |        |        | 0    |     |
| 預金利子      |        |        | 0    |     |
| 雑収入       |        |        | 0    |     |
|           |        |        | 0    |     |
|           |        |        | 0    |     |
| 前年度繰越金    |        |        | 0    |     |
| 合計額       | 0      | 0      | 0    |     |

【支出の部】

| 科 目    | 前年度決算額 | 今年度決算額 | 差引増減 | 説 明     |
|--------|--------|--------|------|---------|
| 事業費    |        |        | 0    | ( ) 事業費 |
|        |        |        |      | ( ) 事業費 |
|        |        |        |      | ( ) 活動費 |
|        |        |        |      | ( ) 活動費 |
| 事務費    |        |        | 0    | 通信費     |
|        |        |        |      | 消耗品費    |
|        |        |        |      | 事務所経費   |
|        |        |        |      | その他     |
| 調査・広報費 |        |        | 0    |         |
| 研修費    |        |        | 0    |         |
| 会議費    |        |        | 0    |         |
| 渉外費    |        |        | 0    | 慶弔費     |
|        |        |        |      | 渉外費     |
| 備品費    |        |        | 0    |         |
| 助成金    |        |        | 0    | ( ) 助成金 |
|        |        |        |      | ( ) 助成金 |
|        |        |        |      | ( ) 助成金 |
| 会 費    |        |        | 0    |         |
| 雑 費    |        |        | 0    |         |
| 予備費    |        |        | 0    |         |
| 次年度繰越金 |        |        | 0    |         |
| 合計額    | 0      | 0      | 0    |         |

# 〇〇地区社会福祉協議会規約（会則） モデル（案）

## （名称及び目的）

第1条 〇〇地区社協福祉協議会は、（以下「本会」という。）と称し、〇〇地区における地域福祉の推進を図ることを目的とする。

## 《解説》

地区社協福祉協議会の目的は、記載事項を基本としつつ、各組織の特徴を反映させた内容を掲げることが期待されます。

## （事業）

第2条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- （1）地域福祉を推進するための企画及び実施
- （2）地域福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- （3）地域福祉を推進するための調査、研究、普及、宣伝、連絡及び調整
- （4）地域福祉を目的とする団体に対する支援及び助成
- （5）〇〇市（町）社会福祉協議会の実施する事業への協力
- （6）共同募金・歳末たすけあい運動への協力
- （7）その他、本会の目的を達成するために必要な事業

## （事務所）

第3条 本会の事務所を、〇〇に置く。

## （会 員）

第4条 本会の会員は、正会員、団体会員、法人会員及び賛助会員とする。

- 2 正会員は、〇〇地区内の住民とする。
- 3 団体会員は、〇〇地区内の団体とする。
- 4 法人会員は、〇〇地区内の法人とする。
- 5 賛助会員は、本会の趣旨目的に賛同する個人及び団体とする。

## （会 費）

第5条 本会の会員は、次に掲げる各号の会費を毎年度納入することにより、本会の運営に参画することができる。

- （1）正会員は、1世帯、年額〇〇〇円を納入する。
- （2）団体会員は、1団体、年額〇〇〇〇円を納入する。
- （3）法人会員は、1法人、年額〇〇〇〇〇円を納入する。
- （4）賛助会員は、個人、団体及び法人で、年額〇〇〇〇〇円以上を納入する。

(役員)

第5条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 常任理事 〇名
- (4) 理事 〇名
- (5) 監事 2名
- (6) 事務局長 1名
- (7) 会計 1名
- (8) 顧問 〇名

2 常任理事には、会長、副会長を含むものとする。

3 理事には、常任理事を含むものとする。

《解説》

理事の人数は、定例に集まることができ、話し合いのできる人数が望ましいです。  
6名以上30名以内が望ましいでしょう。

ただし、地域の実情に応じて理事の人数が20名を超える場合は、常任理事を10名程度選任し、協議が重ね、執行できる体制とすることが望ましいでしょう。

常任理事を選出する場合は、地域の実情に応じながら、次の組織・団体からの参画が期待されます。

【常任理事に参画が期待される組織・団体（案）】

- |                       |          |
|-----------------------|----------|
| * 地区民生委員児童委員協議会       | * ボランティア |
| * 小地区福祉員会（地区内の福祉員の代表） | * 当事者団体  |
| * 連合自治会・町内会           | * 学識経験者  |
| * 老人クラブ               |          |
| * 婦人会                 |          |

など

(役員の選出)

第6条 理事は、地区内の各団体の代表、及び学識経験者を充てる。

2 会長、副会長、常任理事、事務局長、会計は、理事会において理事の互選により選出し、総会の承認を得て決定する。

3 監事は、理事会において推薦し、総会の承認を得て決定する。

4 監事は、他の役員を兼ねてはならない。

5 顧問は、会長が指名する。

(役員の任務)

第7条 本会の役員の任務は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

(3) 常任理事は常任理事会を設け、本会の事業の企画及び運営について協議にあたる。

- (4) 理事は理事会を設け、本会の重要事項を議決し、事業の執行にあたる。
- (5) 監事は、毎年1回以上本会の会計を監査する。
- (6) 事務局長は、会長の命を受け会務を処理する。
- (7) 会計は、会計事務を処理する。
- (8) 顧問は、必要に応じ本会の運営に協力する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 本会に、次の各号に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任理事会
- (3) 理事会
- (4) その他部会及び委員会

- 2 総会は、会長が招集し、役員の中から議長を選出する。

- 3 常任理事会及び理事会は、会長が招集し、議長となる。

- 4 会議の議決は、出席者の過半数をもって決するものとし、可否同数の場合は、議長が決する。

- 5 部会及び委員会は、当該部会長及び委員長が招集し、それぞれ議長となる。会議の議決は、出席者の過半数をもって決するものとし、可否同数の場合は、議長が決する。

- 6 総会は、第5条に定める役員及び第10条に定める部会員及び委員をもって構成し、年1回、次の各号に掲げるものを審議する。

- (1) 事業計画及び予算に関する事
- (2) 事業報告及び決算に関する事
- (3) 規則の改廃に関する事
- (4) 役員選任に関する事
- (5) その他、上記の事項に準ずる重要事項

- 7 常任理事会は、必要に応じて開催し、本会の事業の企画及び運営について審議する。

- 8 理事会は、年2回以上開催し、総会に付議する事項、その他必要に応じて重要事項について審議する。

- 9 部会及び委員会は、専門事項を審議する。

(部会及び委員会)

第11条 本会の運営の充実を図るため、部会及び委員会を置くことができる。

- 2 部会及び委員会に関する規則は、別に定める。

(経 費)

第 12 条 本会の経費は、地区社協会費、補助金、助成金、委託金、事業収入、寄付金及びその他の収入を持って充てる。

(会 計)

第 13 条 本会の経理は、一般会計のほか、必要に応じ特別会計を設け処理する。なお、会計規則については別に定める。

(委 任)

第 14 条 本会の運営について必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この規約（会則）は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

## 〇〇地区社会福祉協議会会計規則 モデル（案）

### 《解説》

地区社協では、繰越金の多いところや市町村行政から補助金を受けているところもあります。あってはならないことですが、こうした大切な資金を横領や流用、不正支出によりこれまで積み重ねてきた信頼と活動を不意にしないためにも、また、今後、特定非営利活動法人（NPO法人）格の取得をめざしていくためにも、会計規則の策定により公益性の高い活動として、透明性の高い適正な運営を進めましょう！

### （目 的）

第1条 この規則は、〇〇地区社会福祉協議会（以下「本会」という。）の会計の基準を定め、金銭及び会計帳簿の管理、予算・決算書の作成などの適切な会計事務を行い、収支と財産の状況を適正に把握することを目的とする。

### （会計年度）

第2条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### （会計担当者）

第3条 本会は、会計事務を行うため、本会会則第〇〇条に規定する役員のうち、次に掲げるものを会計担当者とする。

- （1）会長は、会計責任者として本規則に定めるすべての会計事務を統括し、出納印の管理、収支の決裁事務を行う。
- （2）事務局長は、出納責任者として、会計責任者の命を受けて、会計事務のうち、金銭の出納及び保管、通帳・帳簿及び物品の管理・保管に関する事務を行う。
- （3）会計は、出納担当者として、金銭出納事務、帳簿の記載など出納責任者の事務を補佐する。

### 《解説》

会計事務に携わる役員（担い手）とその役割を明確にします。

出納印（通帳印）と通帳保管そして収支の決裁と近世の出納の役割を分けることにより、会計事務の適正化を図ります。

### （会計単位）

第4条 本会の会計単位は、一般会計及び特別会計とする。

《解説》

目的を持って複数年度にまたがって積み立てするものは、特別会計とすることもできます。

(予算の基準)

第5条 本会の予算は、事業計画の確立と事業の円滑な運営を図ることを目的として作成する。

- 2 本会の収入及び支出は、すべてこれを予算に計上しなければならない。
- 3 本会の予算は、毎回会計年度前に会長において作成・編成し、総会で議決を得た後、地区の住民に向け必要に応じ公開しなければならない。

(予算の編成)

第6条 予算は会計単位ごとに編成し、予算科目は収入・支出ともに項目に分けなければならない。

- 2 予算外の支出、または予算超過の支出に充てるための予備費として予め予算に計上することが

《解説》

予算は、一般会計と特別会計があればその会計ごとに作成します。

当然、会計ごとに収入・支出の項目ごとに予算を作成します。

あらかじめ予想できなかった必要経費の支出のために予備費を計上するとよいでしょう。

(予算の執行)

第7条 予算の執行は、予算の範囲内で行う。ただし、収入については、この限りではない。

《解説》

支出については、あらかじめ定めた予算の範囲内で行います。

もし予定しない収入があり、これに伴い支出も増えるときは、総会での支出の予算を増額（補正）を承認することで執行が可能となります。

(帳 簿)

第8条 各会計単位においては、次の各号に掲げる会計帳簿を備え、すべての取引を記入しなければならない。

- (1) 金銭出納帳簿
- (2) 預貯金通帳
- (3) 予算差引帳簿
- (4) 領収書の綴り

(5) その他会計に関し必要な帳簿

2 前項の会計帳簿等の保存年限は、会計終了後5年間保存しなければならない。

(収入の手続き)

第9条 金銭収入は直ちに支払いに充てることなく、必ず速やかに取引金融機関に預け入れなければならない。

《解説》

少なくとも1週間以内には、金融機関に入金しましょう。

(支出の手続き)

第10条 金銭の支払いは、原則として請求書などの支出の根拠を証明する書類に基づいて行わなければならない。

2 会計責任者は、前項の書類を照合し、支払金額及び支払い内容に誤りがないことを確かめた上で、金銭の支払いを行わなければならない。

(領収書及び支払い証明書の徴収)

第11条 金銭の支払いを行った場合は、領収書を求めなければならない。ただし、口座振込みによる支払いを行った場合は、取引金融機関の資金受領書で領収書に代えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、祝金、見舞金、香華料等やむを得ない事由により領収書を求めることができないものは、その支払が正当であることを会計責任者が証明した支払証明書(第1号様式)によって領収書に代えることができる。

《解説》

レシートも領収書に含まれます。

祝金、見舞金、香華料等は、あらかじめ金額を定めておくといでしょう。

会計責任者は、支払証明書に確認印を押すことで、その証明をします。

(決算の基準)

第12条 本会の決算は、帳簿に記録された予算執行の結果に基づき作成しなければならない。

《解説》

予算差引帳簿の予算科目ごとの合計金額が予算施行の結果(決算)となります。

(決算報告)

第 13 条 会長は、毎会計年度終了後 2 か月以内に会計の区分に従い、財産目録、収支計算書を作成し、総会で会員に報告をする。

(資金の管理運用)

第 14 条 資金の管理運用については、預貯金等安全確実で、かつ換金自由な方法により行うこととする。

(外部監査)

第 15 条 会長は、本会会則に定めるもののほか、〇〇市（町）社会福祉協議会職員を会計監査者に選任し、会計処理について監査させることができる。

《解説》

地区社協の監事監査のほか、会計の透明性を高めるため外部監査を受けることができます。

(委 任)

第 16 条 この規則の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規則は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

## 支払証明書

支払金額 円 \_\_\_\_\_

支払理由 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

支払先 (住所) \_\_\_\_\_

(氏名または代表者) \_\_\_\_\_

支払年月日 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

上記は正当に支払われたことを証明する。

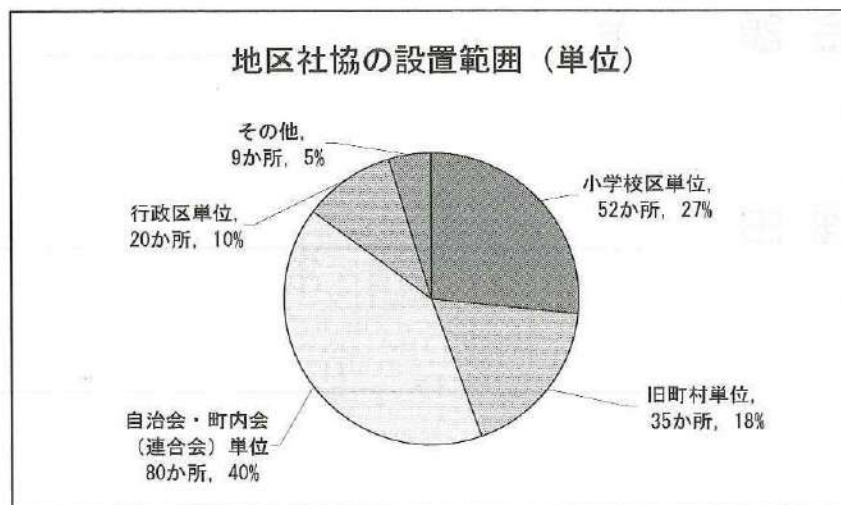
\_\_\_\_\_ 地区社会福祉協議会

会 長 \_\_\_\_\_ (印)

## 山口県内の地区社協活動の現状について

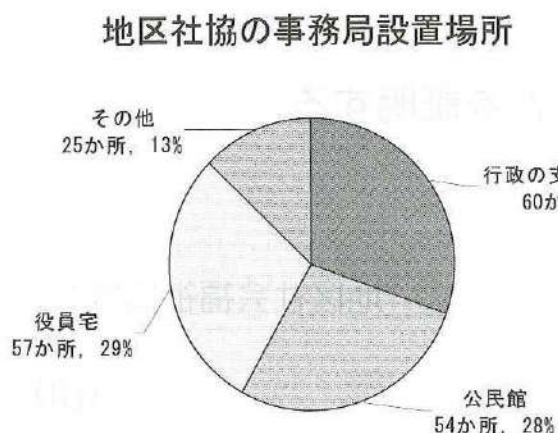
平成16年度に実施した「小地域福祉活動の体制整備にかかる実態調査」の「〔調査票3〕地区単位の地域福祉実践組織の実態調査」の集計結果をもとに地区社協活動の現状をまとめました。

【グラフ1：地区社協の設置範囲（単位）】

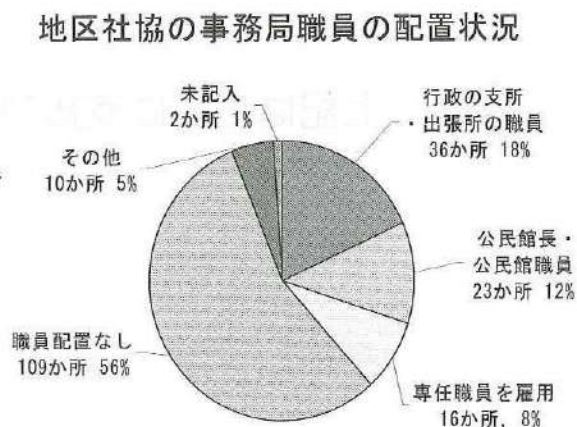


「地区社協の設置範囲」は、【グラフ1】のとおり、小学校区や連合自治会（町内会）単位などの範囲で設置されています。こうした範囲では、地区民児協や自治会福祉部、単位老人クラブをはじめ、地域で活動する様々な組織・団体の担い手、さらには地域にある様々な社会資源（施設、学校・PTA、企業、商店、公共機関など）の参画や協働により、地域の実情に応じた柔軟な地域福祉活動を主体的に実施できるエリアと言えます。

【グラフ2：地区社協の事務局設置場所】



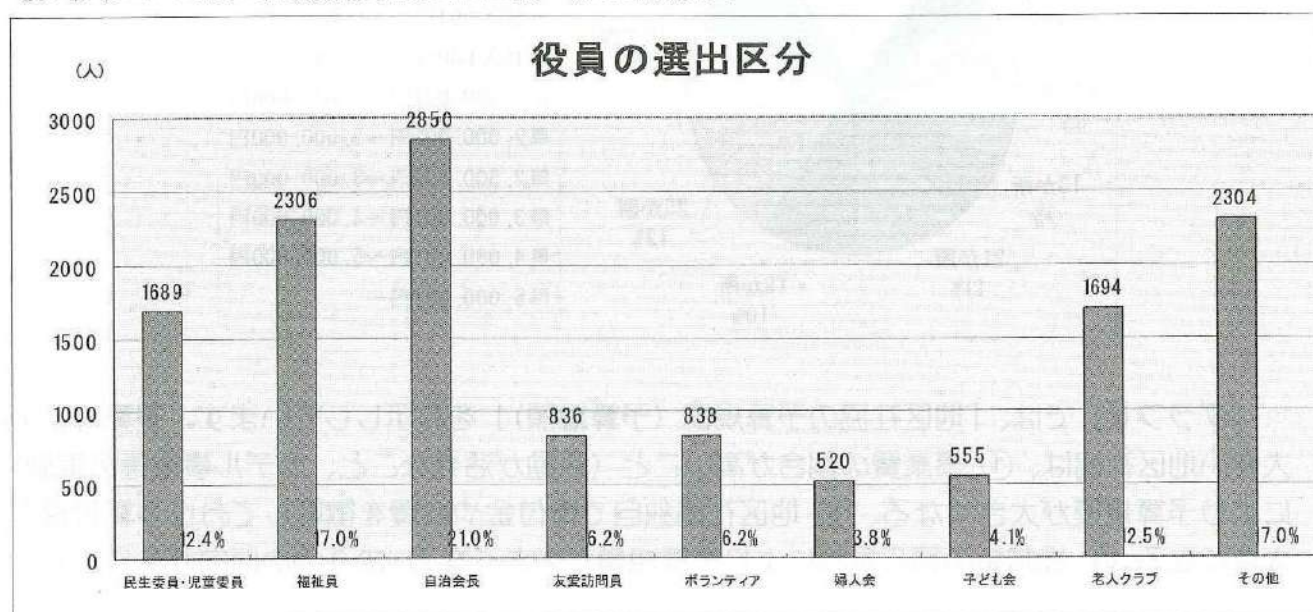
【グラフ3：地区社協事務局職員配置状況】



「地区社協の事務局設置場所」は、【グラフ2】のとおり「行政の支所・出張所」、「公民館」の2つで約6割を占めているものの、「役員宅」が約3割を占めています。地区社協の活動を住民の目に見えやすくするためにも、そして、地区社協の事務局がサロンのように、「いつでも」「気軽に」集える場となるために、また、困りごとを抱えた住民の力にすぐなれるためにも、分かりやすく、行きやすい事務局設置が必要と言えます。

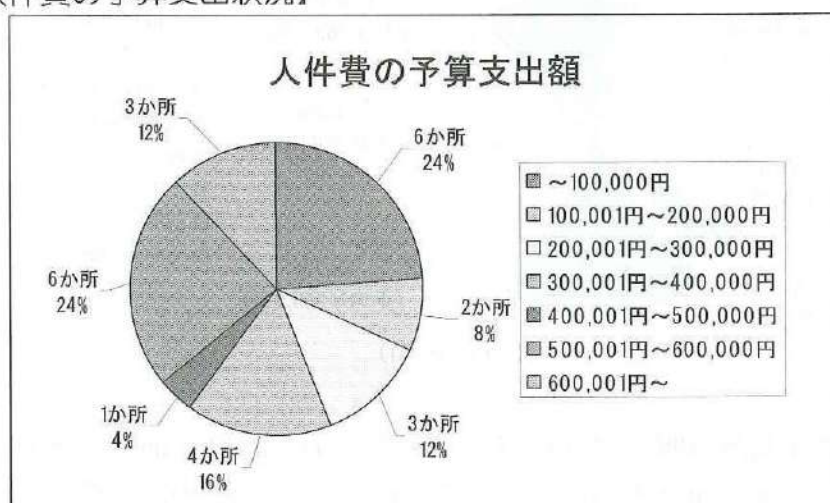
「地区社協の事務局職員（会議の設定や連絡調整等の事務を執行する人）の配置状況」は、【グラフ3】のとおり「配置なし」が56%にのぼり、こうした組織では、役員が直接事務を執り行い、連絡・調整、企画・立案、実施・運営まで一人で何役もこなしている現状もあるようです。

【グラフ4：地区社協役員の選出区分（選出状況）】



「地区社協役員の選出区分」は、【グラフ4】のとおり、自治会長、福祉員、民生委員・児童委員、老人クラブなどの福祉関係者の幅広い参画が得られています。

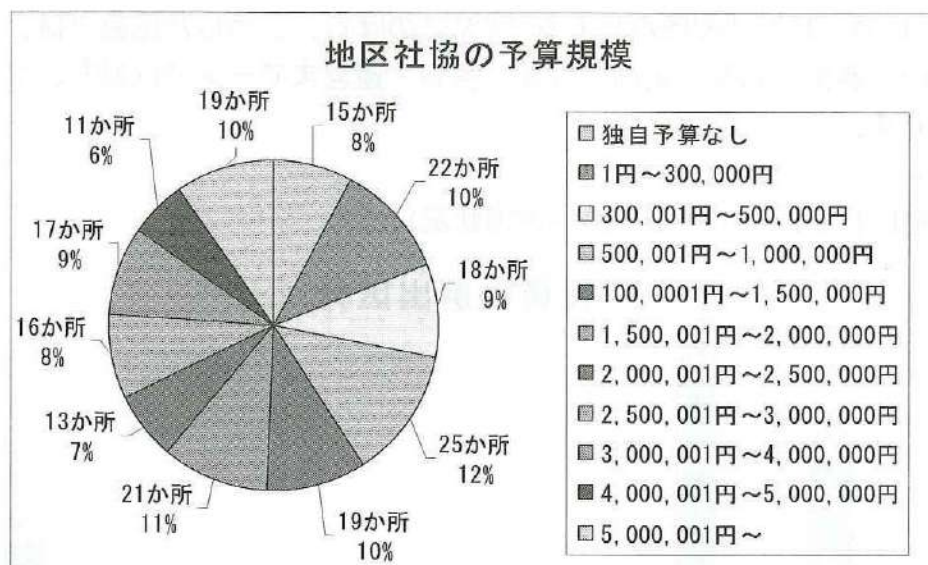
【グラフ5：人件費の予算支出状況】



「地区社協における人件費支出額」を【グラフ5】でお示ししています。地区社協独自財源で支出しているところは、日当程度の支出で予算規模も小さくなっています。逆に予算規模の大きいところは、行政補助等により常勤が確保されている傾向があります。

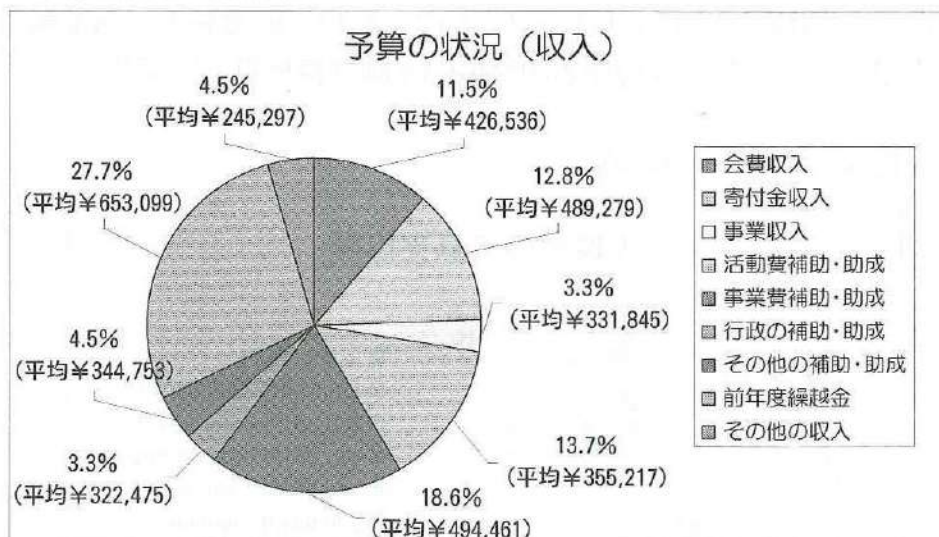
人件費額の平均は、1人当たり3万円/月となっています。

【グラフ6：地区社協の予算規模（予算総額）】



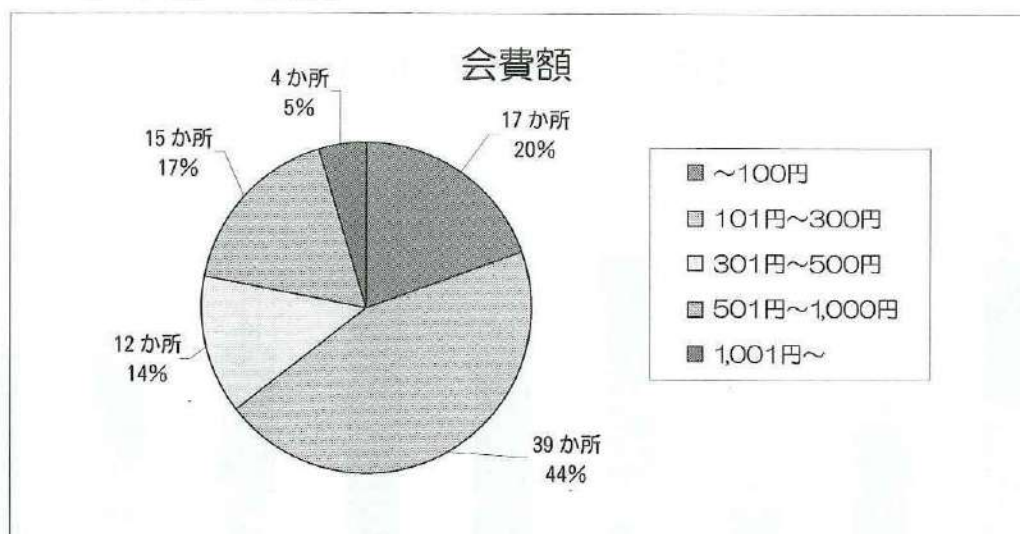
【グラフ6】では、「地区社協の予算規模（予算総額）」をお示ししています。予算規模の大きい地区社協は、① 事業費の割合が高いこと（活動が活発なこと、モデル事業等の実施）により予算規模が大きくなる、② 地区社協独自で寄付金や会費を徴収しており予算規模が大きくなる、③ 繰越金の積み重ねにより予算規模が大きくなる、の3つの傾向があります。

【グラフ7：予算の状況（収入）】



「地区社協の予算規模（収入）」は、【グラフ7】のとおり「前年度繰越金」が最も大きな割合となっています。独自の寄付金、会費徴収によるものや長年の活動の積み重ねによるものと考えられます。

【グラフ 8：地区社協の会費額】

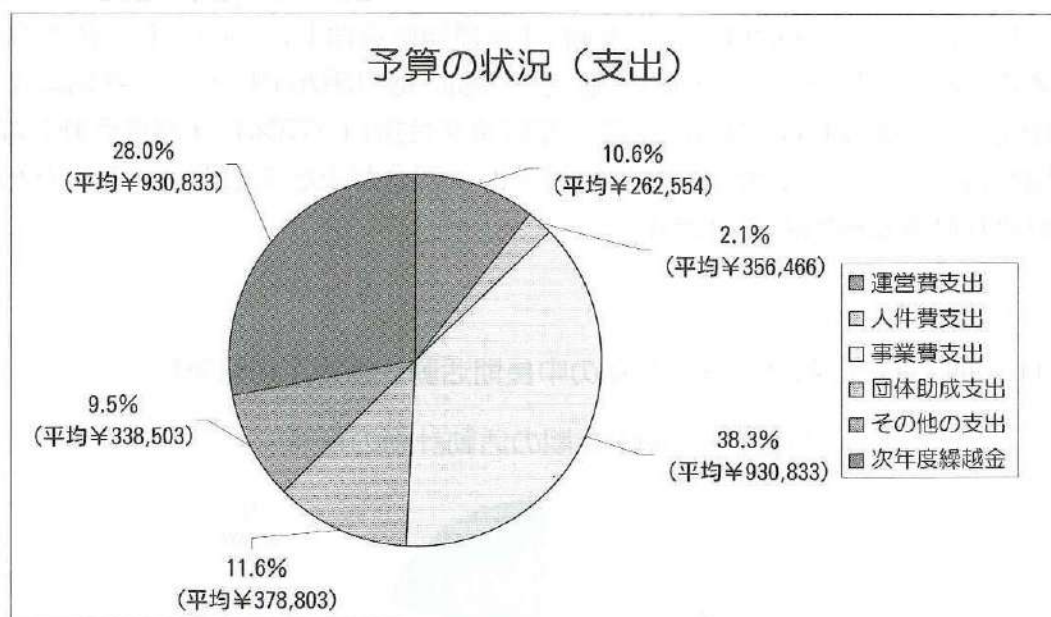


【グラフ 8】では、「地区社協独自の会費徴収、会費額」をお示ししています。

会費を徴収している地区社協は、(調査回答地区社協 196 のうち) 87 か所 (44.4%) となっています。

会費額については、平均 412 円で 500 円以下が約 8 割となっています。

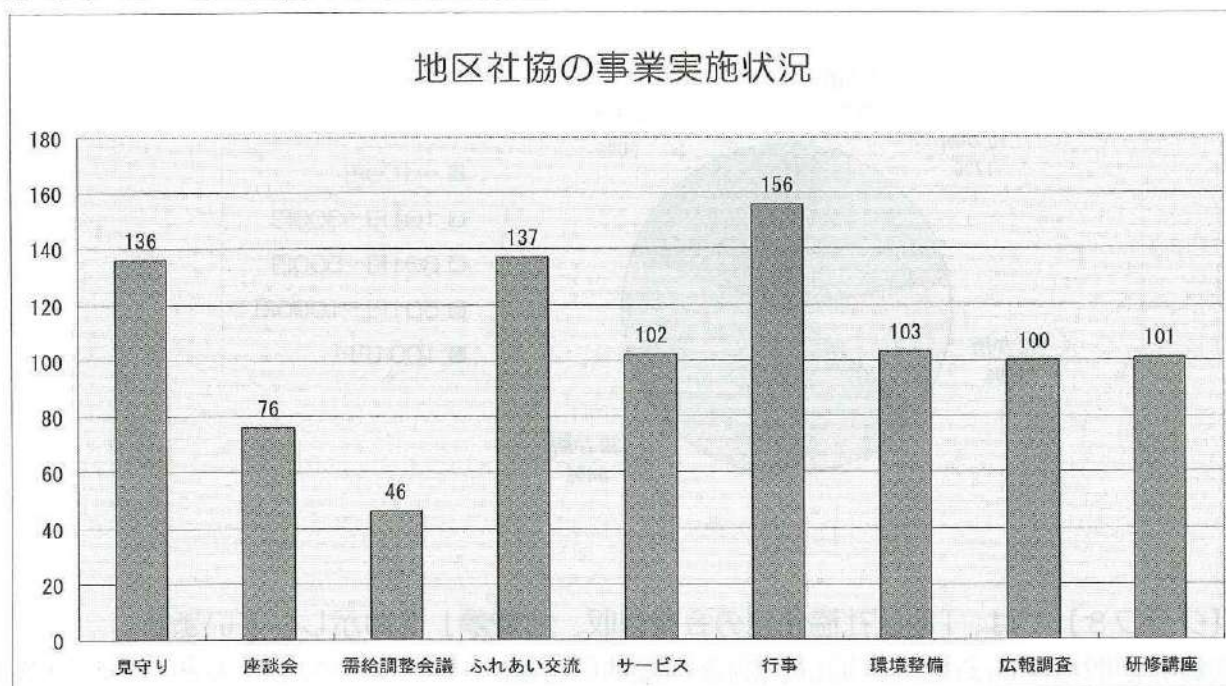
【グラフ 9：予算の状況（支出）】



【グラフ 9】では、「予算の状況（支出）」をお示ししています。

事業費支出 (38.3%) が最も多くなっているものの、次年度繰越金が 28.0% と 2 番目に高い割合となっています。

【グラフ 10：地区社協の事業実施状況】

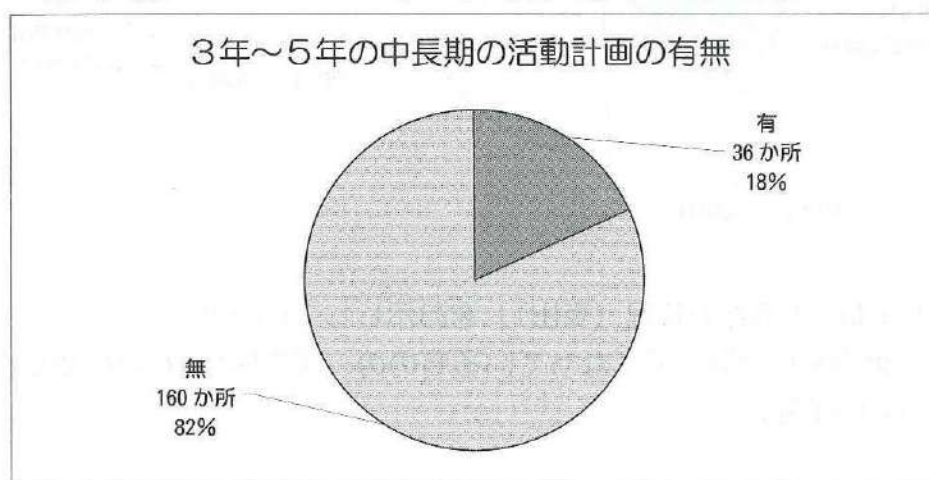


【グラフ 10】の「地区社協の活動・事業実施状況」を見ると、最も多いのは、敬老会等の「地域の行事」(79%)となっています。つづいて、ふれあい・いきいきサロン、三世代交流等の「住民同士のふれあい・交流活動」(69%)、「見守り活動」(68%)が続いています。

他にも「サービス提供」「地域の環境整備」「各種研修講座」についても全体の50%以上で取り組まれており、地区社協が地域で幅広い活動に取り組んでいることが伺えます。

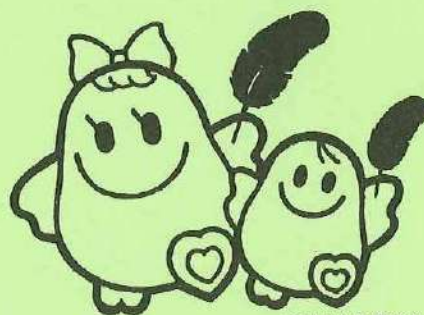
一方、「座談会」(39%)「こねっと会議(需給調整会議)」(23%)、「調査活動」など、話し合いの場を持ち、ニーズ把握、分析、検討を行う部分がまだまだ弱く、これからの重点的な取り組みが必要な内容と言えます。

【グラフ 11：地区社協における3～5年の中長期活動計画策定の有無】



自分たちの地域（地区社協）において、今後進めていく地域福祉活動について、何を目標にしているのか、どのような取り組みを進めていくのか、今の地域の現状をもとに、地域の将来像を中長期的な（3～5年）ビジョンを、住民自身と一緒に考え、一緒につくるという『小地域福祉活動計画』の地区社協における策定は、【グラフ 11】のとおり 18%にとどまっています。

愛ちゃん と 希望くん



©中央共同募金会

この冊子は、共同募金の配分金により作成しています。